

自次	第七章 費用の負担 (第百五十五条～第百八十三条)
第一章 総則 (第一条～第三条)	第八章 健康保険組合連合会 (第百八十四条～第百八十八条)
第二章 保険者	第九章 不服申立て (第百八十九条～第百九十三条)
第一節 通則 (第四条～第七条)	第十章 雜則 (第百九十三条～第二百七条)
第二節 全国健康保険協会 (第七条の一～第七条の四十二)	第十一章 訽則 (第二百七条の二十一～第二百二十一条)
第三節 被保険者	附則
第一節 資格 (第三十一条～第三十九条)	第一章 総則 (目的)
第二節 標準報酬月額及び標準賞与額 (第四十条～第四十七条)	この法律は、労働者又はその被扶養者の業務災害(労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第七条第一項第一号に規定する業務災害をいう。)以外の疾病・負傷若しくは死亡又は出産に関して保険給付を行い、もつて国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。
第三節 届出等 (第四十八条～第五十一条の二)	(基本的理念)
第四章 保険給付	第一條 健康保険制度について、これが医療保険制度の基本をなすものであることにかんがみ、高齢化の進展、疾病構造の変化、社会経済情勢の変化等に対応し、その他の医療保険制度及び後期高齢者医療制度並びにこれらに密接に関連する制度と併せてその在り方に關して常に検討が加えられ、その結果に基づき、医療保険の運営の効率化、給付の内容及び費用の負担の適正化並びに国民が受ける医療の質の向上を総合的に図りつつ、実施されなければならない。(定義)
第一節 通則 (第五十二条～第六十二条)	第二條 この法律において「被保険者」とは、適用事業所に使用される者及び任意継続被保険者をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、日雇特例被保険者となる場合を除き、被保険者となることができない。
第二節 療養の給付及び入院時食事療養費等の支給	一 船員保険の被保険者(船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第二条第二項に規定する病気・負傷・死の保険者を除く。)
第三節 病院の支給	二 臨時に使用される者であって、次に掲げる被保険者となることがない。
第一款 療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費及び療養費の支給 (第六十三条～第八十七条)	もの(イに掲げる者にあっては一月を超える期間を超え、引き続き使用されるに至った場合を除く。)
第二款 訪問看護療養費の支給 (第八十八条～第九十六条)	イ 日々雇い入れられる者
第三款 移送費の支給 (第九十七条)	
第四款 補則 (第九十八条)	
第三節 傷病手当金、埋葬料、出産育児一時金及び出産手当金の支給 (第九十九条～第一百九十九条)	
第四節 家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、家族埋葬料及び家族出産育児一時金の支給 (第一百十条～第一百四十四条)	
第五節 高額療養費及び高額介護合算療養費の支給 (第一百十五条～第一百五十五条の二)	
第六節 保険給付の制限 (第一百六条～第一百二十二条)	
第五章 日雇特例被保険者に関する特例 (第一百二十三条～一百二十六条)	
第一節 日雇特例被保険者の保険の保険者 (第一百二十四条～第一百四十九条)	
第二節 標準賃金日額等 (第一百二十四条～第一百四十九条)	
第三節 日雇特例被保険者に係る保険給付 (第一百二十七条～第一百四十九条)	

**第一条** この法律は、労働者又はその被扶養者の業務災害（労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第七条第一項第一号に規定する業務災害をいう。）以外の疾病、負傷若しくは死亡又は出産に関して保険給付を行い、もつて国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

**第二条** 健康保険制度について  
は、これが医療保険制度の基本をなすものであることにかんがみ、高齢化の進展、疾病構造の変化、社会経済情勢の変化等に対応し、その他の医療保険制度及び後期高齢者医療制度並びにこれらに密接に関連する制度と併せてその在り方に關して常に検討が加えられ、その結果に基づき、医療保険の運営の効率化、給付の内容及び費用の負担の適正化並びに国民が受ける医療の質の向上を総合的に図りつつ、実施されなければならない。

**第三条** この法律において「被保険者」とは、適用事業所に使用される者及び任意継続被保険者をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、日雇特例被保険者となる場合を除き、被保険者となることができない。

一 船員保険の被保険者（船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二条第二項に規定する疾病任意継続被保険者を除く。）

二 臨時に使用される者であつて、次に掲げるるもの（イに掲げる者にあつては一月を超える、ロに掲げる者にあつてはロに掲げる定めた期間を超える、引き続き使用されるに至った場合を除く。）

イ 日々雇い入れられる者

四 事業所又は事務所(第八十八条第一項及び第八十九条第一項を除き、以下単に「事業所」という。)で所在地が一定しないものに使用される者

五 臨時的事業の事業所に使用される者(継続して六月を超えて使用されるべき場合を除く。)

六 国民健康保険組合の事業所に使用される者(後期高齢者医療の被保険者(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八号)第五十条の規定による被保険者をいふ。)及び同条各号のいずれかに該当する者で同法第五十一条の規定により後期高齢者医療の被保険者とならないもの(以下「後期高齢者医療の被保険者等」という。))

七 厚生労働大臣、健康保険組合又は共済組合の承認を受けた者(健康保険の被保険者でないことにより国民健康保険の被保険者であるべき期間に限る。)

八 事業所に使用される者であつて、その一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者(当該事業所に使用される通常の労働者と同種の業務に從事する当該事業所に使用される者については、厚生労働省令で定める場合を除き、当該者と同種の業務に從事する当該通常の労働者。以下この号において単に「通常の労働者」という。)の一週間に所定労働時間の四分の三未満である短時間労働者(一週間に所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の一週間に所定労働時間に比し短い者をいう。以下この号において同じ。)又はその一月間に所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一月間に所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者に該当し、かつ、イからハまでのいずれかの要件に該当するもの

九 一週間に所定労働時間が二十時間未満であること。

口 報酬(最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)第四条第三項各号に掲げる貨金に相当するものとして厚生労働省令で定めるものを除く。)について、厚生労働省

この法律において「日雇特例被保険者」とは、適用事業所に使用される日雇労働者をいう。ただし、後期高齢者医療の被保険者等である者又は次の各号のいずれかに該当する者として厚生労働大臣の承認を受けたものは、この限りでない。

一 適用事業所において、引き続く二月間に通算して二十六日以上使用される見込みのないことが明らかであるとき。

二 任意継続被保険者であるとき。

三 その他特別の理由があるとき。

この法律において「適用事業所」とは、次の各号のいずれかに該当する事業所をいう。

一 次に掲げる事業の事業所であつて、常時五人以上の従業員を使用するもの

イ 物の製造、加工、選別、包装、修理又は解体の事業

ロ 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業

ハ 鉱物の採掘又は採取の事業

ニ 電気又は動力の発生、伝導又は供給の事業

チ 貨物又は旅客の運送の事業

ト 貨物積卸しの事業

ホ 焼却、清掃又はと殺の事業

ヌ 物の販売又は配給の事業

リ 金融又は保険の事業

カ 物の保管又は賃貸の事業

ワ 媒介周旋の事業

ヲ 集金・案内又は広告の事業

ヌ 教育、研究又は調査の事業

リ 疾病の治療、助産その他医療の事業

チ 通信又は報道の事業

タ 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める社会福祉事業及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に定める更生保護事業



2	協会の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。
(資本金)	第七条の五 協会の資本金は、健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三条号。以下「改正法」という。)附則第十八条第二項の規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。(定款)
第七条の六 协会は、定款をもつて、次に掲げる事項を定めなければならない。	2 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事のうちから、あらかじめ理事長が指定する者がその職務を代理し、又はその職務を行う。
一 目的	3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して、協会の業務を執行することができる。
二 名称	4 監事は、協会の業務の執行及び財務の状況を監査する。(役員の任命)
三 事務所の所在地	第五条の十一 理事長及び監事は、厚生労働大臣が任命する。
四 役員に関する事項	2 厚生労働大臣は、前項の規定により理事長を任命しようとするときは、あらかじめ、第七条の十八第一項に規定する運営委員会の意見を聽かなければならぬ。
五 運営委員会に関する事項	3 理事は、理事長が任命する。
六 評議会に関する事項	4 理事長は、前項の規定により理事を任命したときは、遅滞なく、厚生労働大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。
七 保健事業に関する事項	5 厚生労働大臣は、前項の規定により理事長を任命しようとするときは、あらかじめ、第七条の十八第一項に規定する運営委員会の意見を聽かなければならぬ。
八 福祉事業に関する事項	6 厚生労働大臣は、前項の規定により理事長を任命しようとするときは、あらかじめ、第七条の十八第一項に規定する運営委員会の意見を聽かなければならぬ。
九 資産の管理その他財務に関する事項	7 厚生労働大臣は、前項の規定により理事長を任命しようとするときは、あらかじめ、第七条の十八第一項に規定する運営委員会の意見を反映させ、協会の事業所の事業主をいう。以下この節において同じ。)及び被保険者の意見を反映させ、協会の業務の適正な運営を図るため、協会に運営委員会を置く。
十 その他組織及び業務に関する重要事項として厚生労働省令で定める事項	8 運営委員会の委員は、九人以内とし、事業主、被保険者及び協会の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、厚生労働大臣が各同数を任命する。
十一 前項の定款の変更(厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。	9 第七条の十二 役員の任期は三年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
十二 協会は、定款の変更について第二項の認可を受けたとき、又は同項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、これを公告しなければならない。	10 第七条の十三 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)は、役員となることができない。
(登記)	11 第七条の十四 厚生労働大臣又は理事長は、それその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。
第七条の七 協会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三(名称)	12 第七条の十五 役員(非常勤の者を除く。)は、役員の兼職禁止
第七条の八 協会でない者は、全国健康保険協会といふ名称を用いてはならない。	第七条の二十一 協会は、都道府県ごとの実情に応じた業務の適正な運営に資するため、支部ごとに評議会を設け、当該支部における業務の実施について、評議会の意見を聞くものとする。
第七条の九 協会に、役員として、理事長一人、理事六人以内及び監事二人を置く。	第七条の二十二 協会は、業務を執行するために必要な事項で厚生労働省令で定めるものについて、運営規則を定めるものとする。
(役員の職務)	2 理事長は、運営規則を変更しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に届け出なければならない。
第七条の十 理事長は、協会を代表し、その業務を執行する。	3 評議会の評議員は、定款で定めるところにより、当該評議会が設けられる支部の都道府県に所在する適用事業所(第三十四条第一項に規定する一の適用事業所を含む。以下同じ。)の事業主及び被保険者並びに当該支部における業務の適正な実施に必要な学識経験を有する者のうちから、支部の長(以下「支部長」という。)が委嘱する。
第七条の十一 協会は、運営委員会の委員について準用する。	4 評議会の評議員は、定款で定めるところにより、当該評議会が設けられる支部の都道府県に所在する適用事業所(第三十四条第一項に規定する一の適用事業所を含む。以下同じ。)の事業主及び被保険者並びに当該支部における業務の適正な実施に必要な学識経験を有する者のうちから、支部の長(以下「支部長」という。)が委嘱する。
(委員の地位)	第七条の二十三 協会の職員は、理事長が任命する。
第七条の二十一 協会は、運営委員会の委員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用について、理事長に建議することができる。	第七条の二十四 第七条の二十の規定は、協会の役員及び職員について準用する。
第七条の二十二 協会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。	第七条の二十五 協会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。
(企業会計原則)	第七条の二十六 協会の会計は、厚生労働省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとする。
第七条の二十七 協会は、毎事業年度、事業計画及び予算を作成し、当該事業年度開始前に、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを見直す場合に応じ、又は必要と認める事項について、理事長に建議することができる。	第七条の二十七 協会は、毎事業年度、事業計画及び予算を作成し、当該事業年度開始前に、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
第七条の二十八 協会は、毎事業年度の決算を翌事業年度の五月三十一日までに完結しなければならない。	第七条の二十八 協会は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他厚生労働省令で定める書類及びこれらの附

属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、これに当該事業年度の事業報告書及び決算報告書（以下この条及び第二百七十三条の二第四号において「事業報告書等」という。）を添え、監事及び次条第二項の規定により選任された会計監査人の意見を付けて、決算完結後二月以内に厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならぬ。心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。（各事業年度に係る業績評価）

**第七条の三十** 厚生労働大臣は、協会の事業年度ごとの業績について、評価を行わなければならぬ。

計監査人の意見を付けて、決算完結後二月以内に厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならぬ。財務諸表及び事業報告書等には、支部ごとの財務諸表及び事業報告書等には、支部ごとの財務及び事業の状況を示すために必要な事項として厚生労働省令で定めるものを記載しなければならない。

**4** 協会は、第二項の規定による厚生労働大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表及び事業報告書等並びに同項の監査及び会計監査人の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、厚生労働省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

#### （会計監査人の監査）

**第七条の二十九** 協会は、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けるなければならない。

**3 2** 会計監査人は、厚生労働大臣が選任する。会計監査人は、公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第三百三号）第十六条の二第五項に規定する外國公認会計士を含む。）又は監査法人でなければならない。

**4** 公認会計士法の規定により、財務諸表について監査をすることができない者は、会計監査人となることができない。

**5** 会計監査人の任期は、その選任の日以後最初に終了する事業年度の財務諸表についての厚生労働大臣の前条第二項の承認の時までとする。

**6** 厚生労働大臣は、会計監査人が次の各号のいずれかに該当するときは、その会計監査人を解任することができる。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。

二 会計監査人たるにふさわしくない非行があつたとき。

三 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（各事業年度に係る業績評価）

#### （第七条の三十）

厚生労働大臣は、協会の事業年度ごとの業績について、評価を行わなければならぬ。

2 厚生労働大臣は、前項の評価を行つたときは、遅滞なく、協会に対し、当該評価の結果を通知するとともに、これを公表しなければならない。

#### （借入金）

**第七条の三十一** 協会は、その業務に要する費用に充てるため必要な場合において、厚生労働大臣の認可を受けて、短期借入金をすることができない。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、厚生労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

（債務保証）

**第七条の三十二** 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内で、その業務の円滑な運営に必要があると認めるときは、前条の規定による協会の短期借入金に係る債務について、必要と認められる期間の範囲において、保証することができる。

（資金の運用）

**第七条の三十三** 協会の業務上の余裕金の運用は、政令で定めるところにより、事業の目的及び資金の性質に応じ、安全かつ効率的にしなければならない。

（重要な財産の処分）

**第七条の三十四** 協会は、厚生労働省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならぬ。

（役員の報酬等）

**第七条の三十五** 協会の役員に対する報酬及び退職手当は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 協会は、その役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準を定め、これを厚生労働大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

（職員の給与等）

**第七条の三十六** 協会の職員の給与は、その職員の勤務成績が考慮されるものでなければならぬ。

い。

2 協会は、その職員の給与及び退職手当の支給の基準を定め、これを厚生労働大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

#### （秘密保持義務）

**第七条の三十七** 協会の役員若しくは職員又は委員であった者について準用する。

2 前項の規定は、協会の運営委員会の委員又は職務上知り得た秘密を正当な理由がなく漏らしてはならない。

#### （報告の微収等）

**第七条の三十八** 厚生労働大臣は、協会について、必要があると認めるときは、その事業及び財産の状況に関する報告を徴し、又は当該職員をして協会の事務所に立ち入つて関係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査させることができる。

2 前項の規定によって質問又は検査を行う当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

（監督）

**第七条の三十九** 厚生労働大臣は、協会の事業若しくは財産の管理若しくは執行が法令、定款若しくは厚生労働大臣の处分に違反していると認めると認められたものと解釈してはならない。

（監督）

**第七条の四十** 厚生労働大臣は、協会の事業若しくは財産の管理若しくは執行が法令、定款若しくは厚生労働大臣の处分に違反していると認めると認められたものと解釈してはならない。

（監督）

**第七条の四十一** この法律及びこの法律に基づく政令に規定するもののほか、協会の財務及び会計その他の協会に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（厚生労働省令への委任）

**第七条の四十二** 厚生労働大臣は、次の場合にあっては、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

1 第七条の二十七、第七条の三十一第一項若しくは第二項ただし書又は第七条の三十四条の規定による認可をしようとするとき。

2 前項の規定により厚生労働省令を定めようとするとき。

（組織）

**第九条** 健康保険組合は、法人とする。

2 健康保険組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

（法人格）

**第十条** 健康保険組合は、その名称中に健康保険組合という文字を用いなければならない。

2 健康保険組合でない者は、健康保険組合といふ名稱を用いてはならない。

（設立）

**第十二条** 一又は二以上の適用事業所について常時政令で定める数以上の被保険者を使用する事業主は、当該一又は二以上の適用事業所について、健康保険組合を設立することができる。

2 適用事業所の事業主は、共同して健康保険組合を設立することができる。この場合において、被保険者の数は、合算して常時政令で定める以上でなければならない。

**第十三条** 第三十三条第一項の規定による認可の申請と同時に健康保険組合の設立の認可の申請

を行う場合にあつては、前二条中「適用事業所」とあるのは、「適用事業所となるべき事業所」と、「被保険者」とあるのは、「被保険者となるべき者」とする。

**第十四条** 厚生労働大臣は、一又は二以上の適用事業所（第三十一条第一項の規定によるものを除く。）について、常時政令で定める数以上の被保険者を使用する事業主に対し、健康保険組合の設立を命ぜることができる。

2 前項の規定により健康保険組合の設立を命ぜられた事業主は、規約を作り、その設立について厚生労働大臣の認可を受けなければならぬ。

（成立の時期）  
第十五条 健康保険組合は、設立の認可を受けた時に成立する。

**第十六条** 健康保険組合は、規約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一、名称  
二、事務所の所在地  
三、健康保険組合の設立に係る適用事業所の名称及び所在地  
四、組合会に関する事項  
五、役員に関する事項  
六、組合員に関する事項  
七、保険料に関する事項  
八、準備金その他の財産の管理に関する事項  
九、公告に関する事項  
十、前各号に掲げる事項のほか、厚生労働省令で定める事項

2 前項の規約の変更（厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。  
3 健康保険組合は、前項の厚生労働省令で定める事項に係る規約の変更をしたときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に届け出なければならぬ。（組合員）

**第十七条** 健康保険組合が設立された適用事業所（以下「設立事業所」という。）の事業主及びその設立事業所に使用される被保険者は、当該健康保険組合の組合員とする。

2 前項の被保険者は、当該設立事業所に使用されなくなつたときであつても、任意継続被保険者であるときは、なお当該健康保険組合の組合員とする。

#### （組合会）

**第十八条** 健康保険組合に、組合会を置く。

2 組合会は、組合会議員をもつて組織する。

3 組合会議員の定数は、偶数とし、その半数は、設立事業所の事業主において設立事業所の事業主（その代理人を含む。）及び設立事業所に使用される者のうちから選定し、他の半数は、被保険者である組合員において互選する。

（組合会の議決事項）  
第十九条 次に掲げる事項は、組合会の議決を経なければならない。

一、規約の変更  
二、収入支出の予算  
三、事業報告及び決算  
四、その他規約で定める事項

（組合会の権限）  
第二十条 組合会は、健康保険組合の事務に関する書類を検査し、理事若しくは監事の報告を請求し、又は事務の管理、議決の執行若しくは出納を検査することができる。

2 組合会は、組合会議員のうちから選任した者に、前項の組合会の権限に属する事項を行わせることができることとする。

（役員）  
第二十一条 健康保険組合に、役員として理事及び監事を置く。

2 理事の定数は、偶数とし、その半数は設立事業所の事業主の選定した組合会議員において、他の半数は被保険者である組合員の互選した組合会議員において、それぞれ互選する。

3 理事のうち一人を理事長とし、設立事業所の事業主の選定した組合会議員である理事のうちから、理事を選舉する。

2 前項の規約を作り、その他の設立に必要な行為をしなければならない。

3 合併により設立された健康保険組合又は合併後存続する健康保険組合は、合併により消滅した健康保険組合の権利義務を承継する。

（分割）  
第二十二条 健康保険組合は、分割しようとするときは、組合会において組合会議員の定数の四分の三以上の多数により議決し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2 健康保険組合の分割は、設立事業所の一部について行うことはできない。

3 分割を行う場合においては、分割により設立される健康保険組合の組合員となるべき被保険者又は分割後存続する健康保険組合の組合員である被保険者の数が、第十一条第一項（健康保険組合を共同して設立している場合にあっては、同条第二項）の政令で定める数以上でなければならない。

4 監事は、組合会において、設立事業所の事業主の選定した組合会議員及び被保険者である組合員の互選した組合会議員のうちから、それぞれ一人を選舉する。

5 監事は、理事又は健康保険組合の職員と兼ねることができない。

（役員の職務）  
第二十三条 健康保険組合は、合併しようとするときは、組合会において組合会議員の定数の四分の三以上の多数により議決し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2 合併によって健康保険組合を設立するには、各健康保険組合がそれぞれ組合会において役員又は組合会議員のうちから選任した設立委員が共同して規約を作り、その他の設立に必要な行為をしなければならない。

3 合併により設立された健康保険組合又は合併後存続する健康保険組合は、合併により消滅した健康保険組合の権利義務を承継する。

（分割）  
第二十四条 健康保険組合は、分割しようとするときは、組合会において組合会議員の定数の三分の三以上の多数により議決し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2 健康保険組合の分割は、設立事業所の一部について行うことはできない。

3 分割を行う場合においては、分割により設立される健康保険組合の組合員となるべき被保険者又は分割後存続する健康保険組合の組合員である被保険者の数が、第十一条第一項（健康保険組合を共同して設立している場合にあっては、同条第二項）の政令で定める数以上でなければならない。

4 分割によつて健康保険組合を設立するには、分割により設立される健康保険組合の設立事業所となるべき適用事業所の事業主が規約を作り、その他設立に必要な行為をしなければならない。

5 分割により設立された健康保険組合は、分割により消滅した健康保険組合又は分割後存続する健康保険組合の権利義務の一部を承継する。

し、可否同数のときは、理事長の決するところによる。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して、健康保険組合の業務を執行することができる。

3 監事は、健康保険組合の業務の執行及び財産の状況を監査する。

4 健康保険組合の役員及び職員について準用規定の準用）  
第二十二条の二 第七条の三十七第一項の規定は、健康保険組合の役員及び職員について準用する。

（協会の役員及び職員の秘密保持義務に関する規定の準用）  
第二十二条の二 第七条の三十七第一項の規定は、健康保険組合の役員及び職員について準用する。

（合併）  
第二十三条 健康保険組合は、合併しようとするときは、組合会において組合会議員の定数の四分の三以上の多数により議決し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2 合併によって健康保険組合を設立するには、各健康保険組合がそれぞれ組合会において役員又は組合会議員のうちから選任した設立委員が共同して規約を作り、その他の設立に必要な行為をしなければならない。

3 合併により設立された健康保険組合又は合併後存続する健康保険組合は、合併により消滅した健康保険組合の権利義務を承継する。

（解散）  
第二十四条 健康保険組合は、次に掲げる理由により解散する。

1 組合会議員の定数の四分の三以上の多数による組合会の議決

2 健康保険組合の事業の継続の不能による理由により解散しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

3 第二十九条第二項の規定による解散の命令が掲げられる理由により解散しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

4 第十二条第二項の規定は、前項第一号又は第二号に掲げる理由により解散しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

5 第二十九条第二項の規定による解散の命令が掲げられる理由により解散しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

6 健康保険組合は、前項第一号又は第二号に掲げる理由により解散しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

7 健康保険組合が解散する場合において、その財産をもつて債務を完済することができないとときは、当該健康保険組合は、設立事業所の事業主に對し、政令で定めるところにより、当該債務を完済するためにする費用の全部又は一部を負担することを求めることができる。

8 協会は、解散により消滅した健康保険組合の権利義務を承継する。

（指定健康保険事業による健全化計画の作成）  
第二十五条 健康保険組合がその設立事業所を増加させ、又は減少させようとするときは、その增加又は減少に係る適用事業所の事業主の全部及びその適用事業所に係る設立事業所の増加に關する規約の変更の認可の申請を行つ場合にあつては、前項中「被保険者」とあるのは、「被保険者となるべき者」とする。

2 第三十一条第一項の規定による認可の申請があつた事業所に係る設立事業所の増加に關する規約の変更の認可の申請を行つ場合にあつては、前項中「被保険者」とあるのは、「被保険者となるべき者」とする。

3 第二十九条第二項の規定による解散の命令が掲げられる理由により解散しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

4 第十二条第二項の規定は、前項第一号又は第二号に掲げる理由により解散しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

5 第二十九条第二項の規定による解散の命令が掲げられる理由により解散しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

6 前項の規定により承継する権利義務の限度は、分割の議決とともに議決し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

7 第二十九条第二項の規定による解散の命令が掲げられる理由により解散しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

8 第二十九条第二項の規定による解散の命令が掲げられる理由により解散しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

9 第二十九条第二項の規定による解散の命令が掲げられる理由により解散しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

10 第二十九条第二項の規定による解散の命令が掲げられる理由により解散しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

11 第二十九条第二項の規定による解散の命令が掲げられる理由により解散しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

12 第二十九条第二項の規定による解散の命令が掲げられる理由により解散しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

13 第二十九条第二項の規定による解散の命令が掲げられる理由により解散しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

14 第二十九条第二項の規定による解散の命令が掲げられる理由により解散しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

15 第二十九条第二項の規定による解散の命令が掲げられる理由により解散しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

16 第二十九条第二項の規定による解散の命令が掲げられる理由により解散しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

17 第二十九条第二項の規定による解散の命令が掲げられる理由により解散しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

18 第二十九条第二項の規定による解散の命令が掲げられる理由により解散しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

19 第二十九条第二項の規定による解散の命令が掲げられる理由により解散しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

20 第二十九条第二項の規定による解散の命令が掲げられる理由により解散しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

21 第二十九条第二項の規定による解散の命令が掲げられる理由により解散しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

22 第二十九条第二項の規定による解散の命令が掲げられる理由により解散しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

23 第二十九条第二項の規定による解散の命令が掲げられる理由により解散しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

24 第二十九条第二項の規定による解散の命令が掲げられる理由により解散しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

25 第二十九条第二項の規定による解散の命令が掲げられる理由により解散しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

26 第二十九条第二項の規定による解散の命令が掲げられる理由により解散しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

27 第二十九条第二項の規定による解散の命令が掲げられる理由により解散しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

28 第二十九条第二項の規定による解散の命令が掲げられる理由により解散しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

29 第二十九条第二項の規定による解散の命令が掲げられる理由により解散しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

30 第二十九条第二項の規定による解散の命令が掲げられる理由により解散しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

31 第二十九条第二項の規定による解散の命令が掲げられる理由により解散しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

32 第二十九条第二項の規定による解散の命令が掲げられる理由により解散しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

33 第二十九条第二項の規定による解散の命令が掲げられる理由により解散しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

34 第二十九条第二項の規定による解散の命令が掲げられる理由により解散しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

35 第二十九条第二項の規定による解散の命令が掲げられる理由により解散しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

「険組合」という。)は、政令で定めるところにより、その財政の健全化に関する計画(以下この条において「健全化計画」という。)を定め、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

前項の承認を受けた指定健康保険組合は、当該承認に係る健全化計画に従い、その事業を行わなければならぬ。

厚生労働大臣は、第一項の承認を受けた指定健康保険組合の事業及び財産の状況により、その健全化計画を変更する必要があると認めたときは、当該指定健康保険組合に対し、期限を定めて、当該健全化計画の変更を求めることができる。

(報告の徴収等)

**第二十九条** 第七条の三十八及び第七条の三十九の規定は、健康保険組合について準用する。この場合において、同条第一項中「厚生労働大臣」は、<sup>2</sup>とあるのは、「厚生労働大臣は、第二十九条第一項において準用する前条の規定により報告書を徴し、又は質問し、若しくは検査した場合において」と、「定款」とあるのは、「規約」と読み替えるものとする。

健康保険組合が前項において準用する第七条の三十九第一項の規定による命令に違反したとき、又は前条第二項の規定に違反した指定健康保険組合、同条第三項の求めに応じない指定健康保険組合その他政令で定める指定健康保険組合の事業若しくは財産の状況によりその事業の継続が困難であると認めるときは、厚生労働大臣は、当該健康保険組合の解散を命ずることができる。

(政令への委任)

**第三十条** この節に規定するもののほか、健康保険組合の管理、財産の保管その他健康保険組合に關して必要な事項は、政令で定める。

**第三章 被保険者**

**第一節 資格**

(適用事業所)

**第三十一条** 適用事業所以外の事業所の事業主は、厚生労働大臣の認可を受けて、当該事業所を適用事業所とすることができる。

前項の認可を受けようとするときは、当該事業所の事業主は、当該事業所に使用される者は、被保険者となるべき者に限る。の二分の一つ以上の同意を得て、厚生労働大臣に申請しなければならない。

**第三十二条** 適用事業所が、第三条第三項各号に該当しなくなったときは、その事業所について前条第一項の認可があつたものとみなす。

**第三十三条** 第三十一条第一項の事業所の事業主は、厚生労働大臣の認可を受けて、当該事業所を適用事業所でなくすることができる。  
前項の認可を受けようとするときは、当該事業所の事業主は、当該事業所に使用される者（被保険者である者に限る。）の四分の三以上の同意を得て、厚生労働大臣に申請しなければならない。

**第三十四条** 一以上 の適用事業所の事業主が同一である場合には、当該事業主は、厚生労働大臣の承認を受けて、当該二以上の事業所を一の適用事業所とすることができる。

2 前項の承認があつたときは、当該二以上の適用事業所は、適用事業所でなくなつたものとみなす。

**(資格喪失の時期)**

**第三十五条** 被保険者（任意継続被保険者を除く。以下この条から第三十八条までにおいて同じ。）は、適用事業所に使用されるに至つた日若しくはその使用される事業所が適用事業所となつた日又は第三条第一項ただし書の規定に該当しなくなつた日から、被保険者の資格を取得する。

**(資格喪失の時期)**

**第三十六条** 被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日（その事実があつた日に更に前条に該当するに至つたときは、その日）から、被保険者の資格を喪失する。

一 死亡したとき。

二 その事業所に使用されなくなつたとき。

三 第三条第一項ただし書の規定に該当するに至つたとき。

四 第三十三条第一項の認可があつたとき。

**(任意継続被保険者)**

**第三十七条** 第三条第四項の申出は、被保険者の資格を喪失した日から二十日以内にしなければならない。ただし、保険者は、正当な理由があると認めるときは、この期間を経過した後の申出であつても、受理することができる。

2 第三条第四項の申出をした者が、初めて納付すべき保険料をその納付期日までに納付しなかつたときは、同項の規定にかかわらず、その者は、任意継続被保険者とならなかつたものとみなす。ただし、その納付の遅延について正当な

(任意継続被保険者の資格喪失)

**第三十八条** 任意継続被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日（第四号から第六号までのいずれかに該当するに至つたときは、その日）から、その資格を喪失する。

- 一 任意継続被保険者となつた日から起算して二年を経過したとき。
- 二 死亡したとき。
- 三 保険料（初めて納付すべき保険料を除く。）を納付期日までに納付しなかつたとき（納付の遅延について正當な理由があると保険者が認めたときを除く。）。
- 四 船員保険の被保険者となつたとき。  
後期高齢者医療の被保険者等となつたとき。
- 五 被保険者となつたとき。  
後期高齢者医療の被保険者等となつたとき。
- 六 後期高齢者医療の被保険者等となつたとき。

(資格の得喪の確認)

**第三十九条** 被保険者の資格の取得及び喪失は、保険者等（被保険者が協会が管掌する健康保険の被保険者である場合にあつては厚生労働大臣、被保険者が健康保険組合が管掌する健康保険の被保険者である場合にあつては当該健康保険組合をいう。）第一百六十四条第二項及び第三項、第一百八十条第一項、第二項及び第四項並びに第百八十二条第一項を除き（以下同じ。）の確認によつて、その効力を生ずる。ただし、第三十六条第四号に該当したことによる被保険者の資格の喪失並びに任意継続被保険者の資格の取得及び喪失は、この限りでない。

前項の確認は、第四十八条の規定による届出若しくは第五十一条第一項の規定による請求により、又は職権で行うものとする。

**第四十条** 第一項の確認については、行政手続法（平成五年法律第八十九号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

### 第二節 標準報酬月額及び標準賞与額

(標準報酬月額)

第四十

**四十一條** 保険者等は、被保険者が毎年七月一日現に使用される事業所において同日前三月間

3 厚生労働大臣は、前項の政令の制定又は改正について立案を行う場合には、社会保障審議会の意見を聞くものとする。  
(定期決定)

級区分の改定を行うことができる。ただし、その年の三月三十一日において、改定後の標準報酬月額等級の最高等級に該当する被保険者数の同日における被保険者総数に占める割合が百分の〇・五を下回つてはならない。

2 每年三月三十一日における標準報酬月額等級の最高等級に該当する被保險者数の被保險者総数に占める割合が百分の一・五を超える場合において、その状態が継続すると認められるときは、その年の九月一日から、政令で、当該最高等級の上に更に等級を加える標準報酬月額の等

○級	第五	九級
○円	一、三九	○円、○○○
○円	以上	以上一、三五五、○○○円
○円未滿	一、三五五、○○○	○○○

第四	八級	第四	一、二九五、○○○円
一、三三	○○円、○○七	一、二九五、○○○円	○○円未滿
一、二九五、○○○円	○○円未滿	一、二三五、○○○円	○○円未滿

七 級	第 四	六 級	第 四
○一、	○○一、	○一、	○円
○二		○一	
○一		○五	
以上一、二三五、○○○○円	○円未滿	一、一五、○○○○	○円未滿

五 級 四	四 級 四
○一、 円	○一、 円
○○	○○
○九	○三
以上一、 円未滿	一、○五、 ○○○
一五、 ○○	五五、 ○○
一五、 ○○	一五、 ○○

三級	第四
○○円	九八〇、〇
未滿	九五五、〇〇〇円以上 一、〇〇五、〇〇〇円

**第四十三条**

保険者等は、被保険者が現に使用さ

は、被保険者の資格を取得した月からその年の八月（六月一日から十二月三十一日までの間に被保険者の資格を取得した者については、翌年の八月）までの各月の標準報酬月額とする。

四 受けた報酬の額  
前三号のうち二以上に該当する報酬を受け  
る場合には、それぞれについて、前三号の規  
定によつて算定した額の合算額  
前項の規定によつて決定された標準報酬月額

三 前二号の規定によつて算定することが困難であるものについては、被保険者の資格を取得した月前一月間に、その地方で、同様の業務に從事し、かつ、同様の報酬を受ける者が受けた報酬の額を平均した額

二 日、時間、出来高又は請負によつて報酬が定められる場合には、被保険者の資格を取得した月前一月間に当該事業所で、同様の業務して得た額の三十倍に相当する額

**(被保険者の資格を取得した際の決定)**  
**第四十二条** 保険者等は、被保険者の資格を取得した者があるときは、次に掲げる額を報酬月額として、標準報酬月額を決定する。

い。被保険者については、その年に限り適用しない。

2 前項の規定によつて決定された標準報酬月額は、その年の九月から翌年の八月までの各月の標準報酬月額とする。

じ。) 未満である月があるときは、その月を除く。) に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬月額

標準報酬月額とする。

翌年の八月)までの各月の

2 前項の規定によつて改定された標準報酬月額は、育児休業等終了日の翌日から起算して二ヶ月を経過した日の属する月の翌月からその年の八ヶ月（当該翌月が七月から十二月までのいずれか

月額として、標準報酬月額を改定する。ただし、育児休業等終了日の翌日に次条第一項に規定する産前産後休業を開始している被保険者は、この限りでない。

四十一條の規定にかかるわらず、育児休業等終了日の翌日が属する月以後三月間（育児休業等終了日の翌日において使用される事業所で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬

（育児休業等終了日）の条において「育児休業等終了日」という。において当該育児休業等に係る三歳に満たない子を養育する場合において、その使用される事業所の事業主を経由して厚生労働省令で定めるところにより保険者等に申出をしたときは、第

は同法第二十四条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業又は政令で定める法令に基づく育児休業（以下「育児休業等」という。）を終了した被保険者が、当該育児休業等を終了した日（以下この

**第四十三条の二** 保険者等は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号に規定する育児休業、同法第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置若しく

2 前項の規定によつて改定された標準報酬月額は、その年の八月（七月から十二月までのいづれかの月から改定されたものについては、翌年の八月）までの各月の標準報酬月額とする。  
（育児木柵等を終了した際の改定）

を生じた場合において、必要があると認めると  
きは、その額を報酬月額として、その著しく高  
低を生じた月の翌月から、標準報酬月額を改定





の対象とすべきものであるか否かについて、適正な医療の効率的な提供を図る観点から評価を行うことが必要な療養（次号の患者申出に係る療養を除く。）として厚生労働大臣が定める（以下「評価療養」という。）

四 高度の医療技術を用いた療養であつて、当該療養を受けようとする者の申出に基づき、当該療養を行つた者に速やかに通知するものとする。

該療養を受けようとする者の申出に基づき、当該療養を行つた者に速やかに通知するものとする。

前項の給付の対象とすべきものであるか否かについて、適正な医療の効率的な提供を図る観点から評価を行つた者に速やかに通知するものとする。

厚生労働大臣が定めるもの（以下「患者申出療養」という。）

五 被保険者の選定に係る特別の病室の提供その他他の厚生労働大臣が定める療養（以下「選定療養」という。）

第一項の給付を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる病院若しくは診療所又は薬局のうち、自己の選定するものから、電子資格確認その他厚生労働省令で定める方法（以下「電子資格確認等」といいう。）により、被保険者であることの確認を受け、同項の給付を受けるものとする。

一 厚生労働大臣の指定を受けた病院若しくは診療所（第六十五条の規定により病床の全部又は一部を除いて指定を受けたときは、その除外された病床を除く。以下「保険医療機関」という。）又は薬局（以下「保険薬局」という。）

二 特定の保険者が管掌する被保険者に対する診療又は調剤を行う病院若しくは診療所又は薬局であつて、当該保険者が指定したものと認めたものとする。

三 健康保険組合である保険者が開設する病院若しくは診療所又は薬局

四 第二項第四号の申出は、厚生労働大臣が定めることにより、厚生労働大臣に対し、当該申出に係る療養を行つう医療法第四条の三に規定する臨床研究中核病院（保険医療機関であるものに限る。）の開設者の意見書その他必要な書類を添えて行うものとする。

五 厚生労働大臣は、第二項第四号の申出を受けた場合は、当該申出について速やかに検討を加え、当該申出に係る療養が同号の評価を行ふことが必要な療養と認められる場合には、当該療養を患者申出療養として定めるものとする。

六 厚生労働大臣は、前項の規定により第二項第四号の申出に係る療養を患者申出療養として定めることとした場合には、その旨を当該申出を行つた者に速やかに通知するものとする。

七 厚生労働大臣は、第五項の規定により第二項第四号の申出について検討を加え、当該申出に係る療養を患者申出療養として定めないこととした場合には、理由を付して、その旨を当該申出を行つた者に速やかに通知するものとする。

（保険医又は保険薬剤師）

**第六十四条** 保険医療機関において健康保険の診療に従事する医師若しくは歯科医師又は保険薬剤師（以下「保険医」と総称する。）又は薬剤師（以下「保険薬剤師」という。）でなければならぬ。

**第六十五条** 第六十三条第三項第一号の指定は、政令で定めるところにより、病院若しくは診療所又は薬局の開設者の申請により行う。

前項の場合において、その申請が病院又は病床を有する診療所に係るものであるときは、当該申請は、医療法第七条第二項に規定する病床の種別（第四項第二号及び次条第一項において単に「病床の種別」という。）ごとにその数を定めて行うものとする。

一 厚生労働大臣は、第一項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第六十三条第三項第一号の指定をしないことができる。

二 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、この法律の規定により保険医療機関又は保険薬局に係る第六十三条第三項第一号の指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しないものであるとき。

三 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、保険給付に関し診療又は調剤の内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて第七十三条第一項（第八十一条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第四項、第一百十条第七項及び第一百四十九条において準用する場合を含む。）の規定による指導を受けたものであるとき。

四 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、保険給付に関し診療又は調剤の内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて第七十三条第一項の申請があつた場合において、次に規定する厚生労働省令で定める基準を勘案して厚生労働大臣が定める（以下「評価」という。）

せられ、その執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなるまでの者であるとき。

五 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局の開設者は、この法律、船員保険法、国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）、高齢者の医療の確保に関する法律、地方公務員等共済組合法（昭和三十五年法律第二百五十二号）、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第二百五号）又は国民年金法（昭和三十四年法律第二百四十一号）（第八十九条第四項第七号において「社会保険各法」という。）の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による国民健康保険税を含む。以下この号、第八十九条第四項第七号及び第一百九十九条第二項において「社会保険料」という。）について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した社会保険料のすべて（当該処分を受けた者が、当該処分に係る社会保険料の納付義務を負うことを定める法律によつて納付義務を負うことを定める法律によつて納付義務を負う社会保険料に限る。第八十九条第四項第七号において同じ。）を引き続き滞納している者であるとき。

六 前各号のほか、当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、保険医療機関又は保険薬局として著しく不適当と認められるものであるとき。

（保険医療機関の指定の変更）

**第六十六条** 前条第二項の病院又は診療所の開設者は、第六十三条第三項第一号の指定に係る病床数の増加又は病床の種別の変更をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところによつて、当該病院又は診療所に係る同号の指定の変更を申請しなければならない。

四 その他適正な医療の効率的な提供を図る観点から、当該病院又は診療所の病床の利用に關し、保険医療機関として著しく不適当となることがあると認められるとき。

五 その他の従業者の人員が、医療法第二十一条第一項第一号又は第二項第一号に規定する厚生労働省令で定める員数及び同条第三項第三項第一号の指定を行うことができる。

一 当該病院又は診療所の医師、歯科医師、看護師その他の従業者の人員が、医療法第二十一条第一項第一号又は第二項第一号に規定する厚生労働省令で定める員数及び同条第三項第三項第一号の指定を行つうとするとき、又は保険薬局に係る同号の指定をしないときは、地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

（保険医療機関又は保険薬局の指定の更新）

**第六十七条** 厚生労働大臣は、保険医療機関に係る第六十三条第三項第一号の指定をしないこととするとき、若しくはその申請に係る病床の全部若しくは一部を除いて指定（指定の変更を含む。）を行おうとするとき、又は保険薬局に係る同号の指定をしないときは、地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

二 当該申請に係る病院の種別に応じ、医療法第七条の二第一項に規定する地域における保

働省令で定めるものについては、前項の規定によりその指定の効力を失う日(前六月から同日前三月までの間に、別段の申出がないときは、同条第一項の申請があつたものとみなす)。

(保険医療機関又は保険薬局のみなし指定)  
**第六十九条** 診療所又は薬局が医師若しくは歯科医師又は薬剤師の開設したものであり、かつ、当該開設者である医師若しくは歯科医師又は薬剤師のみが診療又は調剤に従事している場合に当該診療所又は薬局が医師若しくは歯科医師又は薬剤師の指定があつたものとみなす。ただし、当該診療所又は薬局が医師若しくは歯科医師又は薬剤師の指定があつたものとみなす。

（ただし、当該医師若しくは歯科医師又は薬剤師について第六十四条の登録があつたときは、当該診療所又は薬局について、第六十三条第三項第一号の指定があつたものとみなす。ただし、当該診療所又は薬局が第六十五条第三項又は第四項に規定する要件に該当する場合であつて厚生労働大臣が同号の指定があつたものとみなすことが不適当と認められるときは、この限りでない。）

**(保険医療機関又は保険薬局の責務)**

**第七十条** 保険医療機関又は保険薬局は、当該保険医療機関において診療に従事する保険医又は医師に、第七十二条第一項の厚生労働省令で定めることにより、診療又は調剤に当たらせるほか、厚生労働省令で定めるところにより、療養の給付を担当しなければならない。

**2** 保険医療機関又は保険薬局は、前項(第八十五条第九項、第八十一条第五項、第八十六条第四項、第一百十条第七項及び第一百四十九条において準用する場合を含む。)の規定によるほか、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号。)の法律において準用し、又は例による場合を含む。)又は地方公務員等共済組合法(以下「この法律以外の医療保険各法」という。)による療養の給付並びに被保険者及び扶養者の療養並びに高齢者の医療の確保に関する法律による療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養及び保険外併用療養に係る療養を担当するものとする。

**3** 保険医療機関のうち医療法第四条の二に規定する特定機能病院その他の病院であつて厚生労働省令で定めるものは、患者の病状その他の患者の事情に応じた適切な他の保険医療機関を当該患者に紹介することその他の保険医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携のための措置として厚生労働省令で定める措置を講ずるものとする。

4 保険医療機関又は保険薬局は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症その他の感染症に関する同法第三十七条第一項各号に掲げる医療その他必要な医療の実施について、国又は地方公共団体が講ずる措置に協力するものとする。

#### （保険医又は保険薬剤師の登録）

**第七十一条** 第六十四条の登録は、医師若しくは歯科医師又は薬剤師の申請により行う。

**2** 厚生労働大臣は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第六十四条の登録をしないことができる。

一 申請者が、この法律の規定により保険医又は保険薬剤師に係る第六十四条の登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者であるとき。

二 申請者が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

三 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

四 前三号のほか、申請者が、保険医又は保険薬剤師として著しく不適当と認められる者であるとき。

保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による診療又は調剤に当たるものとする。

(厚生労働大臣の指導)

染症その他の感染症に関する同法第三十七条第一項の規定による一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、次の措置を採ることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の指導をする場合において、必要があると認めるときは、診療又は調剤に関する学識経験者をその関係団体の指定により指導に立ち会わせるものとする。ただし、関係団体が指定を行わない場合又は指定された者が立ち会わないのでない。

2 厚生労働大臣は、前項の指導致する場合において、必要があると認めるときは、診療又は調剤に関する学識経験者をその関係団体の指定により指導に立ち会わせるものとする。ただし、関係団体が指定を行わない場合又は指定された者が立ち会わないのでない。

(一部負担金の額の特例)

第七十五条の二 保険者は、災害その他厚生労働省令で定める特別の事情がある被保険者であつて、保険医療機関又は保険薬局に第七十四条第一項の規定による一部負担金を支払うこと困難であると認められるものに対し、次の措置を採ることができる。

2 一部負担金を減額すること。

2 一部負担金の支払を免除すること。

3 保険医療機関又は保険薬局に支払うこと困難であると認められるものに対し、一部負担金を直接に徴収することと採ることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の指導致する場合において、必要があると認めるときは、診療又は調剤に関する学識経験者をその関係団体の指定により指導に立ち会わせるものとする。ただし、関係団体が指定を行わない場合又は指定された者が立ち会わないのでない。

和二十三年法律第二百二十九号)による社会保険診療報酬支払基金(以下「基金」という。)又は国民健康保険法第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)に委託することができる。

前各項に定めるものほか、保険医療機関又は保険薬局の療養の給付に関する費用の請求に関する必要な事項は、厚生労働省令で定める。(療養の給付に要する費用の額の定めに関する厚生労働大臣の調査)

**第七十七条** 厚生労働大臣は、前条第二項の定めのうち薬剤に関する定めその他厚生労働大臣の定めを適正なものとするため、必要な調査を行うことができる。

2 厚生労働大臣は、保険医療機関のうち病院であつて厚生労働省令で定めるものに関する前条第二項の定めを適正なものとするため、必要な調査を行うものとする。

3 前項に規定する病院は、同項の調査に資するため、当該病院に入院する患者に提供する医療の内容その他の厚生労働大臣が定める情報(第二項の定めを適正なものとするため、必要な調査を行うものとする。)

4 厚生労働大臣は、療養の給付に關して必要があると認めるときは、保険医療機関若しくは保険薬局若しくは保険医療機関若しくは保険薬剤師その他の従業者があつた者(以下この項目において「開設者であつた者等」という。)に対し報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、保険医療機関若しくは保険薬剤師その他の従業者があつた者(以下この項目において「開設者であつた者等」という。)に対し報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、保険医療機関若しくは保険薬剤師その他の従業者(開設者であつた者等を含む。)に対し出頭を求め、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは保険医療機関若しくは保険薬剤師その他の従業者(開設者であつた者等を含む。)に対し出頭を求め、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは保険医療機関若しくは保険薬剤師その他の従業者(開設者であつた者等を含む。)に対し出頭を求め、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは保険医療機関若しくは保険薬剤師その他の従業者(開設者であつた者等を含む。)に対し出頭を求め、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは保険医療機関若しくは保険薬剤師その他の従業者(開設者であつた者等を含む。)に対し出頭を求め、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは保険医療機関若しくは保険薬剤師その他の従業者(開設者であつた者等を含む。)に対し出頭を求め、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは保険医療機関若しくは保険薬剤師その他の従業者(開設者であつた者等を含む。)に対し出頭を求め、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは保険医療機関若しくは保険薬剤師その他の従業者(開設者であつた者等を含む。)に対し出頭を求め、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは保険医療機関若しくは保険薬剤師その他の従業者(開設者であつた者等を含む。)に対し出頭求めることができる。

5 第七条の三十八第二項及び第七十三条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、第七条の三十八第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。(保険医療機関等の指定の辞退又は保険医等の登録の抹消)

**第七十九条** 保険医療機関又は保険薬局は、一月以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

(保険医療機関又は保険薬剤師は、一月以上の予告期間を設けて、その登録の抹消を求めることができる。)  
**第八十条** 厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該保険医療機関又は保険薬局に係る第六十三条第三項第一号の指定を取り消すことができる。  
一 保険医療機関において診療に従事する保険医又は保険薬局において調剤に従事する保険薬剤師が、第七十二条第一項(第八十五条第三項第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第四項、第一百十条第七項及び第一百四十九条において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき(当該違反を防止するため、当該保険医療機関又は保険薬局が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。)。  
二 前号のほか、保険医療機関又は保険薬局が、第七十条第一項(第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第四項、第一百十条第七項及び第一百四十九条において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき(当該違反を防止するため、当該保険医療機関又は保険薬局が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。)。  
三 療養の給付に関する費用の請求又は第八十五条第五項(第八十五条の二第五項及び第八十六条第四項において準用する場合を含む。)若しくは第一百十条第四項(これらの規定を第一百四十九条において準用する場合を含む。)の規定による支払に関する請求について不正があつたとき。  
**四 保険医療機関又は保険薬局が、第七十八条第一項(第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第四項、第一百十条第七項及び第一百四十九条において準用する場合を含む。次号において同じ。)の規定により報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。**  
**五 保険医療機関又は保険薬局の開設者又は従業者が、第七十八条第一項の規定により出頭を要求せられてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み妨げ、若しくは忌避したとき(当該保険医療機関又は保険薬局の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該保険医療機関又は保険薬局が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。)。**

六 この法律以外の医療保険各法による療養の給付若しくは被保険者若しくは被扶養者の療養又は高齢者の医療の確保に関する法律による療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養若しくは保険外併用療養費に係る療養に關し、前各号のいずれかに相当する事由があつたとき。

七 保険医療機関又は保険薬局の開設者又は管理者が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者に該当するに至つたとき。

八 保険医療機関又は保険薬局の開設者又は管理者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者に該当するに至つたとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、保険医療機関又は保険薬局の開設者が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは处分に違反したとき。

(保険医又は保険薬剤師の登録の取消し)

第八十一条 厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該保険医又は保険薬剤師に係る第六十四条の登録を取り消すことができる。

一 保険医又は保険薬剤師が、第七十二条第一項(第八十五条第九項、第八十五条の二第二項、第八十六条第四項、第一百十条第七項及び第一百四十九条において準用する場合を含む)の規定に違反したとき。

二 保険医又は保険薬剤師が、第七十八条第一項(第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第四項、第一百十条第七項及び第一百四十九条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、第七十八条第一項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三 この法律以外の医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による診療又は調剤に関し、前二号のいずれかに相当する事由があつたとき。

四 保険医又は保険薬剤師が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定める

五 保険医又は保険薬剤師が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることとなるまでの者に該当するに至ったとき。

六 前各号に掲げる場合のほか、保険医又は保険薬剤師が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは处分に違反したとき。

(社会保険医療協議会への諮問)

**第八十一条** 厚生労働大臣は、第七十条第一項（第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第四項、第一百十条第七項及び第一百四十九条において準用する場合を含む。）若しくは第三項若しくは第七十二条第一項（第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第四項、第一百十条第七項及び第一百四十九条において準用する場合を含む。）の厚生労働省令を定めようとするとき、又は第六十三条第二項第三号若しくは第五号若しくは第七十六条第二項（これららの規定を第一百四十九条において準用する場合を含む。）の定めをしようとするときは、中央社会保険医療協議会に諮問するものとする。ただし、第六十三条第二項第三号の定めのうち高度の医療技術に係るものについては、この限りでない。

2 厚生労働大臣は、保険医療機関若しくは保険薬局に係る第六十三条第三項第一号の指定を行おうとするとき、若しくはその指定を取り消そうとするとき、又は保険医若しくは保険薬剤師に係る第六十四条の登録を取り消そうとするときは、政令で定めるところにより、地方社会保険医療協議会に諮問するものとする。

(処分に対する弁明の機会の付与)

**第八十三条** 厚生労働大臣は、保険医療機関に係る第六十三条第三項第一号の指定をしないこととするとき、若しくはその申請に係る病床の全部若しくは一部を除いて指定（指定の変更を含む。）を行おうとするとき、若しくは保険薬局に係る同号の指定をしないこととするとき、又は保険医若しくは保険薬剤師に係る第六十四条の登録をしないこととするときは、当該医療機関若しくは薬局の開設者又は当該保険医若しくは保険薬剤師に対し、弁明の機会を与えないけれどもの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者に該当するに至ったとき。

（呆見者）が指定する病院等における療養の洽分）  
事由を通知しなければならない。  
め、書面で、弁明をすべき日時、場所及びその  
ばならない。この場合においては、あらかじ  
事由を通知しなければならない。

**第八十四条** 第六十三条第三項第二号及び第三号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局において行われる療養の給付及び健康保険の診療又は調剤に関する準則については、第七十条第一項及び第七十二条第一項の厚生労働省令の例によること。

3 厚生労働大臣は、前項の基準を定めようとするときは、中央社会保険医療協議会に諮問するものとする。

4 厚生労働大臣は、食事療養標準負担額を定めた後に勘案又はしん酌すべき事項に係る事情が著しく変動したときは、速やかにその額を改定しなければならない。

5 被保険者（特定長期入院被保険者を除く。以下この条において同じ。）が第六十三条规定第三項第一号又は第二号に掲げる病院又は診療所から食事療養を受けたときは、保険者は、その被保險者が当該病院又は診療所に支払うべき食事療養費と養に要した費用について、入院時食事療養費と

3 て厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額）から、平均的な家計における食費及び光熱水費の状況並びに病院及び診療所における生活療養に要する費用について介護保険法第五十五条の三第二項第一号に規定する食費の基準費用額及び同項第二号に規定する居住費用の基準費用額に相当する費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める額（所得の状況、病状の程度、治療の内容その他の事情をしん酌して厚生労働省令で定める者については、別に定める額。以下「生活療養標準負担額」という。）を控除した額とする。

厚生労働大臣は、前項の基準を定めようとするとときは、中央社会保険医療協議会に諮問する。

各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額（療養の給付に係る同項の一部負担金について第七十五条の第一項各号の措置が採られるべきときは、当該措置が採られたものとした場合の額）を控除した額

二 当該食事療養につき第八十五条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額）から食事療養標準負担額を控除した額

三 当該生活療養につき前条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額）から生活療養標準負担額を控除した額

厚生労働大臣は、前項第一号の定めをしむる所とするものとし、中央社会保険医療協議会に諮問するものとする。

第六十四条 第七十一条第一項 第七十二条第一項  
一項、第七十三条、第七十六条第三項から第六  
項まで、第七十七条、第七十八条、第八十四条  
第一項及び第二項第一項の第一項に付する

第一項及び第十九条第五項から第八項までの規定は、患者申出、療養・医療機関等から受けた評価・療養費並びに選定療養費並びに一日一回の休日料を合計二千五百円（一千五百円）を限度とする。

規定により算定した費用の額（その額が現に療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）から当該療養に要した費用について（現に療養に要した費用の額）を差し引いた額

費用について保険外伊用療養費として支給される額に相当する額を控除した額の支払について準用する。

**第八十七条** 保険者は、療養の給付若しくは入院時食事費、入院時生活療養費若しくは保険者に支拂ふべき費用を支拂ふ。

外併用療養費の支給（以下この項において「療養の給付等」という。）を行うことが困難であると認めるとき、又は被保険者が医療機関によつて同一の診断を受け、保険による

等以外の病院、診療所、薬局その他の者から診療、薬剤の支給若しくは手当を受けた場合において、被保険者がやむを得ないものと認めるとき

は、療養の給付等に代えて、療養費を支給することができる。

療養費の額は、当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）について算定した費用の額から、その額に第七十四条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額を控除した額及び当該食事療養又は生活療養について算定した費用の額から食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を控除した額を基準として、保険者が定める。

前項の費用の額の算定については、療養の給付を受けるべき場合においては第七十六条第二項の費用の算定、入院時食事療養費の支給を受けるべき場合においては第八十五条第二項の費用の算定、入院時生活療養費の支給を受けるべき場合においては第八十五条の二第二項の費用の額の算定、保険外併用療養費の支給を受けるべき場合においては前条第二項の費用の額の算定の例による。ただし、その額は、現に療養に要した費用の額を超えることができない。

## 第二款 訪問看護療養費の支給

### （訪問看護療養費）

**第八十八条** 被保険者が、厚生労働大臣が指定する者（以下「指定訪問看護事業者」という。）から当該指定に係る訪問看護事業（疾病又は負傷により、居宅において継続して療養を受ける状態にある者（主治の医師がその治療の必要な程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めたものに限る。）に対し、その者の居宅において看護師その他厚生労働省令で定める者が行う療養上の世話又は必要な診療の補助（保険機関等又は介護保険法第八条第二項に規定する介護老人保健施設若しくは同条第二十九項に規定する介護老人保健施設によるもの）を行う事業所により行われる訪問看護（以下「指定訪問看護」という。）を受けたときは、その指定訪問看護に要した費用について、訪問看護療養費を支給する。

前項の訪問看護療養費は、厚生労働省令で定めるところにより、保険が必要と認める場合に限り、支給するものとする。

指定訪問看護を受けるものとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、自己の選定する指定訪問看護事業者から、電子資格確認等によるところにより、保険が必要と認める場合に限り、支給するものとする。

訪問看護療養費の額は、当該指定訪問看護に定めるところにより、訪問看護事業を行なう者

勘案して厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額から、その額に第七十五条の規定により算定した費用の額から当該指定訪問看護に要した費用について、訪問看護療養費として被保険者に支払われる額に相当する額に相当する額を控除した額の支払について準用する。

指定訪問看護事業者は、指定訪問看護に要した費用として支給される額に相当する額に相当する額を控除した額の支払を受けた際、当該支払をした被保険者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、領収証を交付しなければならない。

保険者は、指定訪問看護事業者から訪問看護療養費の請求があつたときは、第四項の定め及び第九十二条第二項に規定する指定訪問看護の事業の運営に関する基準（指定訪問看護の取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査の上、支払うものとする。

指定訪問看護は、第六十三条第一項各号に掲げる療養に含まれないものとする。

前各項に定めるものほか、指定訪問看護事業者の訪問看護療養費の請求に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（指定訪問看護事業者の指定）

**第八十九条** 前条第一項の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、訪問看護事業を行なう者

の申請により、訪問看護事業を行なう事業所（以下「訪問看護事業所」という。）ごとに行う。指定訪問看護事業者以外の訪問看護事業を行なう者について、介護保険法第四十一条第一項本文の規定による指定居宅サービス事業者（訪問看護事業を行う者のうち、厚生労働省令で定められた基準に該当するものに限る。次項において同項の一部負担金について第七十五条の二第一項各号の措置が採られるべきときは、当該措置が採られたものとした場合の額）を控除した額をとする。

厚生労働大臣は、前項の定めをしようとするときは、中央社会保険医療協議会に諮問するものとする。

被保険者が指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、保険者は、その被保険者が当該指定訪問看護事業者に支払うべき当該指定訪問看護に要した費用について、訪問看護療養費として被保険者に対し支給すべき額の限度において、被保険者に代わり、当該指定訪問看護事業者に支払うことができる。

前項の規定による支払があつたときは、被保険者に対し訪問看護療養費の支給があつたものとみなす。

第七十五条の規定は、第六項の場合において第四項の規定により算定した費用の額から当該指定訪問看護に要した費用について訪問看護療養費として支給される額に相当する額を控除した額の支払について準用する。

指定訪問看護事業者は、指定訪問看護に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした被保険者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、領収証を交付しなければならない。

介護保険法第七十条の二第一項の規定による指定居宅サービス事業者の指定の失効若しくは同法第七十七条第一項若しくは第百十五条の三十五第六項の規定による指定居宅サービス事業者の指定の取消し若しくは効力の停止、同法第七十八条の十（同法第七十八条の十七の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定の取消し若しくは効力の停止若しくは同法第七十八条の十二において準用する同法第七十条の二第一項若しくは同法第七十八条の十五第一項若しくは第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定の失効又は同法第一百五十五条の九第一項若しくは第百十五十五条の三十五第六項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定の取消し若しくは効力の停止若しくは同法第一百五十五条の十一において準用する同法第七十条の二第一項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定の失効は、前項本文の規定により受けたものとみなされた前条第一項の指定の効力に影響を及ぼさないものとする。

厚生労働大臣は、第一項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第一項の指定をしてはならない。

申請者が地方公共団体、医療法人、社会福祉法人その他厚生労働大臣が定める者でないとき。

（申請）

申請者が、第九十二条第二項（第一百十一条第二項及び第一百四十九条において準用する場合を含む。）の規定によるほか、この法律以外の医療保険各法による被保険者及び被扶養者の指定訪問看護並びに高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者の指定訪問看護を提供するものとする。

（申請）

申請者が、第九十二条第二項（第一百十一条第二項及び第一百四十九条において準用する場合を含む。）の規定によるほか、この法律以外の医療保険各法による被保険者及び被扶養者の指定訪問看護並びに高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者の指定訪問看護を提供するものとする。

## 第九十一条 指定訪問看 (厚生労働大臣の指導)

護事業者及び当該指定に

護事業者に係る第八十八条第一項の指定を取り消すことができる。

ることがなくなるまでの者に該当するに至つたとき。

係る地域密着型サービス（同法第八条第十四項）に規定する地域密着型サービスをいう。同号及

**第九十二条** 指定訪問看護事業者は、当該指定に係る訪問看護事業所の看護師その他の従業者は、指定訪問看護に関し、厚生労働大臣の指導を受けなければならない。

指定訪問看護事業者が当該指定に係る計  
問看護事業所の看護師その他の従業者について、第九十二条第一項の厚生労働省令で定める基準又は同項の厚生労働省令で定める員数を満たすことができなくなったとき。

十 前各号に掲げる場合のほか、指定訪問看護事業者が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは处分に違反したとき。

ひ第三十五条第一項において同じ。)若しくはこれに相当するサービス、施設介護サービス等(同法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等をいう。)、特例施設介護サービス費

3 厚生労働大臣は、前項に規定する指定訪問看護の事業の運営に関する基準（指定訪問看護の事業の運営に関する基準に限る。）を定めようとするときは、中央社会保険医療協議会に諮問するものとする。

2 護師その他の従業者を有しなければならない。

3 前項に規定するもののほか、指定訪問看護の事業の運営に関する基準は、厚生労働大臣が定める。

二 指定訪問看護事業者が、第九十二条第二項（（第百十一条第三項及び第百四十九条において準用する場合を含む。）に規定する指定訪問看護事業の運営に関する基準に従つて適正な指定訪問看護事業の運営をすることができないなくなったとき。

三 第八十八条第六項（第百十一条第三項及び第百四十九条において準用する場合を含む。）の規定による支払に関する請求について不正確があつたとき。

四 指定訪問看護事業者が、前条第一項（第百

(公示)

**第九十六条** 厚生労働大臣は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一 指定訪問看護事業者の指定をしたとき。

二 第九十三条の規定による届出（同条の厚生労働省令で定める事項の変更並びに同条に規定する事業の休止及び再開に係るもの）を除く。）があつたとき。

三 前条の規定により指定訪問看護事業者の指定を取り消したとき。

**第三款 移送費の支給**

に係る施設サービス（同法第八条第二十六項に規定する施設サービスをいう。同号及び第百三十五条第一項において同じ。）、介護予防サービスに係る指定介護予防サービス（同法第五十五条第一項に規定する指定介護予防サービスをいう。同号において同じ。）若しくは特例介護予防サービスに係る介護予防サービス（同法第八条の二第二項に規定する介護予防サービスをいう。同号及び第一百三十五条第一項において同じ。）若しくはこれに相当するサービスのうち、療養に相当するものを受けているときは、当該モードは貞島文部科学省の二三〇

**第九十三条** 指定訪問看護事業者は、当該指定に係る訪問看護事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は当該指定訪問看護の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定められたところにより、一日以内に、その旨を重

**第九十七条** 被保険者が療養の給付（併除外併用療養費に係る療養を含む。）を受けるため、病院又は診療所に移送されたときは、移送費として、厚生労働省令で定めるところにより算定した金額を支給する。

2  
当該疾病又は負傷及びこれにより発した病状につき、当該保険者から療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは移送費の支給を受けることができる。

生労働大臣に届け出なければならない。  
（指定訪問看護事業者等の報告等）

条第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に對して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき（当該指定に係る訪問看護事業所を

(被保険者が日雇労働者又はその被扶養者となつた場合) 限り、支給するものとする。

療養費 入院時生活療養費 保険外伊用療養費  
費、療養費、訪問看護療養費若しくは移送費の支給は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、行わない。

六　この法律以外の医療保険各法による被保険者若しくは被扶養者の指定訪問看護又は高齢者において、その行為を防止するため、当該指定訪問看護事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

雇特例被保険者又はその被扶養者となつた場合において、その資格を喪失した際に療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養、保険外併用療養費に係る療養、療養費に係る療養若しくは訪問看護療養費に

時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費若しくは家族移送費の支給を受けることができるに至ったとき。

二 その者が、被保険者若しくは船員保険の被保険者若しくはこいつの者の夫妻若者、国民

の他の従業者（指定訪問看護事業者であった者等を含む。）に対し出頭を求め、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは当該指定訪問看護事業者の当該指定に係る訪問看護事業所について帳簿書類その他の物件を検査させる

者の医療の確保に関する法律による被保険者との指定訪問看護に関する規定に、第二号から前号までのいずれかに相当する事由があったとき。  
指定訪問看護事業者が、不正の手段により指定訪問看護事業者の指定を受けたとき。

に係る被扶養又は介護保険法の規定による居宅サービス費に係る指定居宅サービス（同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスをいう。第一百二十九条第二項第二号において同じ。）、特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス（同法第八条第一項に規定する居宅サービ

2 第七条の三十八第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。  
**(指定訪問看護事業者の指定の取消し)**  
**第九十五条** 厚生労働大臣は、次の各号のいづれかに該当する場合においては、当該指定訪問看

民の保健医療に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者に該当するに至つたとき。  
九 指定訪問看護事業者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けられ

スをいう。同号及び第百三十五条第一項において同じ。若しくは「これに相当するサービス、地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービス（同法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいう。同号において同じ。）、特例地域密着型介護サービス費に

事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは移送費の支給は、当該疾病又は負傷について、次章の規定により特別療養費（第二百四十五条第六項において準用する第二百三十二条の規定により支給される疗養費を含む。）又は移送費若しくは家族



厚生年金保険法による障害手当金の支給を受けうることができるときは、当該障害手当金の支給を受けることとなつた日からその者がその日以後に傷病手当金の支給を受けるとする場合の第九十九条第二項の規定により算定される額の合計額が当該障害手当金の額に達するに至る日までの間、傷病手当金は、支給しない。ただし、当該合計額が当該障害手当金の額に達するに至つた日において当該合計額が当該障害手当金の額を超える場合において、報酬の全部若しくは一部又は出産手当金の支給を受けることができるときその他の政令で定めるときは、当該合計額と当該障害手当金の額との差額その他の政令で定める差額については、この限りでない。

5 傷病手当金の支給を受けるべき者（第二百四条の規定により受けるべき者であつて、政令で定められたもの（以下この項及び次項において「老齢退職年金給付」という。）の支給を受けることができるときは、傷病手当金は、支給しない。

6 保険者は、前三項の規定により傷病手当金の支給を行うにつき必要があると認めるときは、老齢退職年金給付の支払をする者（次項において「年金保険者」という。）に対し、第二項の障害厚生年金若しくは障害基礎年金、第三項の障害手当金又は前項の老齢退職年金給付の支給状況につき、必要な資料の提供を求めることができる。

7 年金保険者（厚生労働大臣を除く。）は、厚生労働大臣の同意を得て、前項の規定による資料の提供の事務を厚生労働大臣に委託して行わせることができる。

**第一百九条** 前条第一項から第四項までに規定する者が、疾病にかかり、負傷し、又は出産した場合において、その受けられるはずであった報酬の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金又は出産手当金の全額、その一部を受けることがで

きなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金又は出産手当金の額より少ないとときはその額と傷病手当金又は出産手当金との差額を支給する。ただし、同条第一項ただし書、第二項たゞし書、第三項たゞし書又は第四項たゞし書の規定により傷病手当金又は出産手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

2 前項の規定により保険者が支給した金額は、事業主から徴収する。

**第四節 家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、家族埋葬料及び家族出産育児一時金の支給**

2 家族療養費（家族療養費）  
第百十一条 被保険者の被扶養者が保険医療機関等のうち自己の選定するものから療養を受けたときは、被保険者に対し、その療養に要した費用について、家族療養費を支給する。

2 家族療養費の額は、第一号に掲げる額（当該療養に食事療養が含まれるときは当該額及び第二号に掲げる額の合算額、当該療養に生活療養が含まれるときは、当該額及び第三号に掲げる額の合算額）とする。

1 当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）につき算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超過するときは、当該現に要した費用の額）に次のイから二までに掲げる場合の区分に応じ、当該イから二までに定める割合を乗じて得た額イ 被扶養者が六歳に達する日以後の最初の三月三十一日の翌日以後であつて七十歳に達する日の属する月以前である場合 百分の七十

ロ 被扶養者が六歳に達する日以後である場合 百分の八十

ハ 被扶養者が七十年に達する日の属する月の翌月以後である場合 百分の八十

二 第七十四条第一項第三号に掲げる場合に該当する被保険者その他政令で定める被保険者の被扶養者が七十年に達する日の属する月の翌月以後である場合 百分の七十

三 三月三十一日以前である場合 百分の八十

四 ハ 被扶養者が七十年に達する日の属する月の翌月以後である場合 百分の八十

超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額（）から生活療養標準負担額を控除し

2 前項第一号の療養についての費用の額の算定に関する規定により傷病手当金又は出産手当金の額と傷病手当金又は出産手当金との差額を支給する。ただし、同条第一項ただし書、第二項たゞし書、第三項たゞし書又は第四項たゞし書の規定により傷病手当金又は出産手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

3 前項第一号の療養及び選定療養を除く。）を受ける場合にあつては第七十六条第二項の費用の額の算定、保険医療機関等から評価療養、患者申出療養又は選定療養を受ける場合にあつては第八十六条第二項第一号の費用の額の算定、前項第二号の食事療養についての費用の額の算定、保険医療機関等から評価療養、患者申出療養又は選定療養についての費用の額の算定、前項第三号の生活療養についての費用の額の算定にあつては、第八十五条の二第二項の費用の額の算定の例による。

4 被扶養者が第六十三条第三項第一号又は第二号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局から療養を受けたときは、保険者は、その被扶養者が当該病院若しくは診療所又は薬局に支払うべき療養に要した費用について、家族療養費として被保険者に代わり、当該病院若しくは診療所又は薬局に支払うことができる。この場合において、保険者は、当該支払をされた額から家族療養費として被保険者に支給すべき額を控除した額をその被扶養者に係る額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額」とする。この場合において、保険者は、当該支払をされた額から家族療養費として被保険者に支給すべき額を控除したこととし、その微収を猶予することができる。

5 被扶養者が第六十三条第三項第一号から二までに定める割合を乗じて得た額は、当該被扶養者が第六十三条第三項第三号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局から療養に要した費用について、家族療養費として被保険者に代わり、当該病院若しくは診療所又は薬局に支払うことができる。前項の規定による支払があつたときは、被保険者に対し家族療養費の支給があつたものとみなす。

6 被扶養者が第六十三条第三項第三号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局から療養を受けた場合において、保険者がその被扶養者の支払うべき療養に要した費用のうち家族療養費として被保険者に支給すべき額に相当する額の支払を免除したときは、被保険者に対し家族療養費として被保険者に支給があつたものとみなす。

7 第六十三条、第六十四条、第七十条第一項、第七十二条第一項、第七十三条、第七十六条第三項から第六項まで、第七十八条、第八十四条第一項、第八十五条第八項、第八十七条及び第九十八条の規定は、家族療養費の支給及び被扶養者の療養について準用する。

8 第七十五条の規定は、第四項の場合において該当する被保険者その他政令で定める被保険者の被扶養者が七十年に達する日の属する月の翌月以後である場合 百分の七十

二 当該食事療養につき算定した費用の額（その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額）から食事療養標準負担額を控除した額の

三 当該生活療養につき算定した費用の額（その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額）から生活療養標準負担額を控除し

2 前項第一号の厚生労働省令で定めた割合による算定した金額を支給する。この場合において、保険者は、家族埋葬料として、被保険者に対し、第二百一項の政令で定める金額を支給する。

3 前項第一号の厚生労働省令で定めた割合による算定した金額を支給する。

2 前項第一号の厚生労働省令で定めた割合による算定した金額を支給する。ただし、第九十七条第二項及び第九十八条の規定は、家族移送費の支給について準用する。

3 第八十八条第二項、第三項、第六項から第十一条まで及び第十三項、第九十条第一項、第九十二条第二項及び第三項、第九十四条並びに第九十八条の規定は、家族訪問看護療養につき第三項の規定により算定した費用の額（その額が現に療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）から当該療養に要した費用について家族療養費として支給される額に相当する額を控除した額の支払について準用する。

2 第九十七条第二項及び第九十八条の規定は、家族移送費の支給について準用する。

3 第八十八条第二項、第三項、第六項から第十一条まで及び第十三項、第九十条第一項、第九十二条第二項及び第三項、第九十四条並びに第九十八条の規定は、家族訪問看護療養につき第三項の規定により算定した費用の額（その額が現に療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）から当該療養に要した費用について家族療養費として支給される額に相当する額を控除した額の支払について準用する。

2 第九十七条第二項及び第九十八条の規定は、家族埋葬料の額の特例）  
第一百十条の二 保険者は、第七十五条の二第一項に規定する被保険者の被扶養者に係る家族療養

2 第九十七条第二項及び第九十八条の規定は、







(出産手当金と傷病手当金との調整)

**第一百三十九条** 日雇特例被保険者に対し出産手当金を支給する場合においては、その期間、その者に對し、傷病手当金は、支給しない。ただし、傷病手当金の額が出産手当金の額を超えるときは、その超える部分については、この限りでない。

(家族療養費)

**第一百四十条** 日雇特例被保険者の被扶養者が受給資格者票を第六十三条第三項第一号又は第二号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局のうち自己の選定するものに提出して、そのものから療養を受けたときは、日雇特例被保険者に対し、家族療養費を支給する。

**第一百四十二条** 第百二十九条第二項、第四項及び第五項並びに第三項の規定は、家族療養費の支給について準用する。

**第一百四十七条** 第八十七条第二項及び第三項の規定は、前項において準用する。百三十二条第一項又は第二項の規定により支給する療養費の額の算定について準用する。

(家族訪問看護療養費)

**第一百四十八条** 日雇特例被保険者の被扶養者が指定訪問看護事業者のうち自己の選定するものに受給資格者票を提出して、指定訪問看護を受けたときは、日雇特例被保険者に対し、その指定訪問看護に要した費用について、家族訪問看護療養費を支給する。

**第一百四十九条** 第百二十九条第二項及び第五項の規定は、家族訪問看護療養費の支給について準用する。

**第一百五十一条** 日雇特例被保険者の被扶養者が家族療養費に係る療養(特別療養費に係る療養を含む。)を受けるため、病院又は診療所に移送されたときは、家族移送費として、日雇特例被保険者に対し、第九十七条第一項の厚生労働省令で定めるところにより算定した金額を支給する。

(家族埋葬料)

**第一百五十二条** 日雇特例被保険者の被扶養者が死亡したときは、日雇特例被保険者に対し、家族埋葬料を支給する。

**第二章** 日雇特例被保険者の被扶養者が死

例被保険者について、納付されていなければならぬ。

**第一百四十五条** 次の各号のいずれかに該当する日雇特例被保険者でその該当するに至った日の属する月の初日から起算して三月(月の初日に該当するに至つた者については、二月。第五項において同じ。)を経過しないもの又はその被扶養者が、特別療養費受給票を第六十三条第三項第一号若しくは第二号に掲げる病院若しくは診療所若しくは薬局のうち自己の選定するものに提出して、そのものから療養を受けたときは、日雇特例被保険者に対し、その指定訪問看護に要した費用について、家族訪問看護療養費を支給する。

**第一百四十六条** 日雇特例被保険者が家族出産育児一時金の支給を受けたときは、日雇特例被保険者に對し、家族出産育児一時金を支給する。

**第一百四十七条** 日雇特例被保険者手帳を返納した後、初めて日雇特例被保険者手帳の交付を受けた者

**第一百四十八条** 前に交付を受けた日雇特例被保険者手帳(前に二回以上にわたり日雇特例被保険者手帳の交付を受けたことがある場合においては、最後に交付を受けた日雇特例被保険者手帳)に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなつた日又は第百二十六条第三項の規定によりその日雇特例被保険者手帳を返納した日から起算して一年以上を経過した後に日雇特例被保険者手帳の交付を受けた者

**第一百四十九条** 特別療養費の額は、第六十三条第三項第一号又は第二号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局から受けた療養については第一号に掲げる額(当該療養に食事療養が含まれるときは当該額及び第二号に掲げる額の合算額、当該療養に生活療養が含まれるときは当該額及び第三号に掲げる額の合算額)とし、指定訪問看護事業者がら受けた指定訪問看護については第四号に掲げる額とする。

**第一百五十条** 第百三十二条の規定は、特別療養費の支給について準用する。この場合において、同条第二項中「百二十条第三項に規定する確認」とあるのは、「特別療養費受給票の交付」と読み替えるものとする。

**第一百五十一条** 第八十七条第二項及び第三項の規定は、前項において準用する。百三十二条第一項又は第二項の規定により支給する療養費の額の算定について準用する。

**第一百五十二条** 第百三十二条の規定は、特別療養費受給票に關して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

**第一百五十三条** 特別療養費の支給は、日雇特例被保険者が第三条第二項ただし書の承認を受けたときは、その承認により日雇特例被保険者とならないこととなつた日以後、日雇特例被保険者が第百二十六条第三項の規定により日雇特例被保険者手帳を返納したときは、返納の日の翌日以後は、行わない。

**第一百五十四条** 特別療養費受給票の様式及び交付その他特別療養費受給票に關して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

**第一百五十五条** 第百三十二条の規定は、特別療養費受給票の交付と読み替えるものとする。

**第一百五十六条** 特別療養費の支給は、日雇特例被保険者が第三条第二項ただし書の承認を受けたときは、その承認により日雇特例被保険者とならないこととなつた日以後、日雇特例被保険者が第百二十六条第三項の規定により日雇特例被保険者手帳を返納したときは、返納の日の翌日以後は、行わない。

**第一百五十七条** 日雇特例被保険者に係る療養の給付について支払われた一部負担金の額又は日雇特例被保険者若しくはその被扶養者の療養(食事療養及び生活療養を除く。)に要した費用の額からその療養に要した費用につき保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費若しくは特別療養費に係る一部負担金等の額)という)が著しく高額であるときは、その療養の給付又はその保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給を受けた者

**第一百五十八条** 二月間若しくは継続する二月間に通算して二十六日分以上又は該月の前六月間に通算して七十八日分以上の保険料が、その日雇特

間に通算して七十八日分以上の保険料が納付されるに至つた月において日雇特例被保険者手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなり、又はその月の翌月中に第百二十六条第三項の規定により日雇特例被保険者手帳を返納した後、初めて日雇特例被保険者手帳の交付を受けた者

**第一百五十九条** 第百三十二条の規定は、特別療養費受給票の交付と読み替えるものとする。

**第一百六十条** 第百三十二条の規定は、特別療養費受給票の交付と読み替えるものとする。

**第一百六十一条** 第百三十二条の規定は、特別療養費受給票の交付と読み替えるものとする。

			を受けた日雇特例被保険者に対し、高額療養費を支給する。  <b>(高額介護合算療養費)</b>
<b>第一百四十七条の二</b>	日雇特例被保険者に係る一部負担金等の額（前条の高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額に相当する額を控除して得た額）並びに介護保険法第五十一条第一項に規定する介護サービス利用者負担額（同項の高額介護サービス費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除して得た額）及び同法第六十一条第一項に規定する介護予防サービス利用者負担額（同項の高額介護予防サービス費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除して得た額）の合計額が著しく高額であるときは、当該一部負担金等の額に係る療養の給付又は保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給を受けた日雇特例被保険者に対し、高額介護合算療養費を支給する。		
		<b>(受給方法)</b>	
<b>第一百四十八条</b>	日雇特例被保険者に係る入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、傷病手当金、埋葬料、出産育児一時金、出産手当金、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、家族埋葬料、家族出産育児一時金又は特別療養費の支給を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、受給要件を備えることを証明できる日雇特例被保険者手帳又は受給資格者票及びその他の書類を添えて、申請しなければならない。		
		<b>(準用)</b>	
<b>第一百四十九条</b>	次の表の上欄に掲げる規定は、それぞれ同表の下欄に掲げる日雇特例被保険者に係る事項について準用する。		
第五十五条から第六十 二条まで			
第六十三条第二項、第 六十四条、第七十条第一 項、第七十三条、第七 十六条第三項から第六 項まで、第七十八条及 び第八十四条第一項	療養の給付	保険給付	
第七十四条、第七十五 条、第七十五条の二、	療養の給付		

第一百五十五条第二項	第六章 保健事業及び福祉事業	第一条まで
<p>（保健事業及び福祉事業）</p> <p><b>第五百五十条</b> 保険者は、高齢者の医療の確保に関する法律第二十条の規定による特定健康診査（次項において単に「特定健康診査」という。）及び同法第二十四条の規定による特定保健指導（以下この項及び第五百五十四条の一において「特定健康診査等」という。）を行うものとする。ほか、特定健康診査等以外の事業であつて、健康管理、健康相談及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る被保険者及びその被扶養者（以下この条において「被保険者等」といいう。）の自助努力についての支援その他の被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うよう努めなければならない。</p> <p>保険者は、前項の規定により被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うに当たつて必要があると認めるときは、被保険者等を使用している事業者等（労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二条第三号に規定する事業者その他の法令に基づき健康診断・特定健康診査に相当する項目を実施するものに限る。）を実施する責務を有する者その他厚生労働省令で定める者をいう。以下この条において同じ。）又は使用していた事業者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、同法その他この法令に基づき当該事業者等が保存している当該被保険者等に係る健康診断に関する記録の写しその他これに準ずるものとして厚生労働省令で定めるものを提供するよう求め得る。</p> <p>前項の規定により、労働安全衛生法その他の法令に基づき保存している被保険者等に係る健康診断に関する記録の写しの提供を求められた事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。</p> <p>保険者は、第一項の事業を行うに当たつては、高齢者の医療の確保に関する法律第十六条等から提供を受けた被保険者等に係る健康診断に関する記録の写しその他必要な情報活用し、適切かつ有効に行うものとする。</p>	<p>高額療養費及び高額介護合算療養費の支給</p> <p>はその被扶養者</p>	<p>日雇特例被保険者又</p>

三 民間事業者その他の厚生労働省令で定める者 医療分野の研究開発に資する分析その他の厚生労働省令で定める業務(特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除く。)

厚生労働大臣は、前項の規定による利用又は提供を行う場合には、当該匿名診療等関連情報を利用者の医療の確保に関する法律第十一条の二第一項に規定する匿名医療保険等関連情報、介護保険法第百八十八条の三第一項に規定する匿名介護保険等関連情報その他の厚生労働省令で定めるものと連結して利用し、又は連結して利用することができる状態で提供することができること。

厚生労働大臣は、第一項の規定により匿名診療等関連情報を提供しようとする場合には、あらかじめ、社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

(照合等の禁止)

**第一百五十条の三** 前条第一項の規定により匿名診療等関連情報を提供を受け、これを利用する者は、匿名診療等関連情報を取り扱うに当たっては、当該匿名診療等関連情報の作成に用いられた診療等関連情報に係る本人を識別するためには、当該診療等関連情報から削除された記述等に、当該診療等関連情報の提供を受け、これを利用する者は、匿名診療等関連情報を用いて表された一切の事項をいう。若しくは匿名診療等関連情報の作成に用いられた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名診療等関連情報を他の情報と照合してはならない。

**第一百五十条の四** 匿名診療等関連情報利用者は、提供を受けた匿名診療等関連情報を利用する必要がなくなったときは、遅滞なく、当該匿名診療等関連情報を消去しなければならない。

(安全管理措置)

**第一百五十条の五** 匿名診療等関連情報利用者は、匿名診療等関連情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該匿名診療等関連情報の安全管理のために必要かつ適切なものとして厚生労働省令で定める措置を講じなければならない。

**第一百五十条の六** 匿名診療等関連情報利用者又は匿名診療等関連情報利用者であった者は、匿名

診療等関連情報の利用に関する限り得た匿名診療等関連情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(立入検査等)

**第一百五十条の七** 厚生労働大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、匿名診療等関連情報利用者(国の他の行政機関を除く。以下この項及び次条において同じ。)に対し報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に匿名診療等関連情報利用者の事務所その他の事業所に立ち入って関係者に質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

**第二** 第七条の三十八第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

(是正命令)

**第一百五十条の八** 厚生労働大臣は、匿名診療等関連情報利用者が第百五十条の三から第百五十条の六までの規定に違反していると認めるときは、その者に対し、当該違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

(基金等への委託)

**第一百五十条の九** 厚生労働大臣は、第七十七条第二項に規定する調査及び第百五十条の二第一項の規定による利用又は提供に係る事務の全部又は一部を基金又は国保連合会その他厚生労働省令で定める者(次条において「基金等」といいう。)に委託することができる。

(手数料)

**第一百五十条の十** 匿名診療等関連情報利用者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国

(前条の規定により厚生労働大臣からの委託を受けて、基金等が第百五十条の二第一項の規定による匿名診療等関連情報の提供に係る事務の全部を行う場合は、基金等)に納めなければならない。

(安全管理制度)

2 厚生労働大臣は、前項の手数料を納めようとする者が都道府県その他の国民保健の向上のために特に重要な役割を果たす者として政令で定める者であるときは、政令で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除することができる。

2 第一項の規定により基金等に納められた手数料は、基金等の収入とする。

## 第七章 費用の負担

(国庫負担)

**第一百五十二条** 国庫は、毎年度、予算の範囲内において、健康保険事業の事務(前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び第百七十三条の規定による拠出金、介護納付金並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による流行初期医療確保拠出金(第五十三条及び第百五十四条第一項において「流行初期医療確保拠出金」という。)の納付に關係する事務を含む。)の執行に要する費用を負担する。

**第一百五十二条の四** 前条第一項の概算出産育児交付金の額は、当該年度における当該保険者に係る出産育児一時金等の支給に要する費用の見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に同年度における高齢者の医療の確保に関する法律(第二百二十四条の三第一項の出産育児支援金率(次条において単に「出産育児支援金率」という。)を乗じて得た額とする。

**第一百五十二条の五** 第百五十二条の三第一項ただし書の確定出産育児交付金の額は、前々年度における当該保険者に係る出産育児一時金等の支給に要する費用(第二百一条の政令で定める金額とて、必要な技術的読替えは、政令で定める法律第四十一条及び第四十二条の規定は、出産育児交付金率を乗じて得た額とする。

**第一百五十二条の六** 高齢者の医療の確保に関する法律(第二百二十四条の四第一項の規定により基金が保険者に対して交付する出産育児交付金をもつて充てる。)

(出産育児交付金の額)

**第一百五十二条の三** 前条に規定する出産育児交付金の額は、当該年度の概算出産育児交付金の額からその超える額に係る出産育児交付調整金額との合計額を控除して得た額とする。ただし、前々年度の概算出産育児交付金の額が同年度の確定出産育児交付金の額を超えるときは、当該年度の概算出産育児交付金の額からその超える額とその超える額に係る出産育児交付調整金額との合計額を控除して得た額とするものとし、前々年度の概算出産育児交付金の額が同年度の確定出産育児交付金の額に満たないときは、当該年度の概算出産育児交付金の額にその満たない額とその満たない額に係る出産育児交付調整金額との合計額を加算して得た額とする。

2 前項のただし書の出産育児交付調整金額は、前々年度における高齢者の医療の確保に関する法律第七条第二項に規定する保険者(国民健康保険法の定めるところにより都道府県が当該都道府県内の市町村(特別区を含む。)とともに行

う国民健康保険にあつては、都道府県の全てに係る概算出産育児交付金の額と確定出産育児交付金の額との過不足額につき生ずる利子その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるところにより各保険者ごとに算定される額とする。(概算出産育児交付金)

**第一百五十二条の四** 前条第一項の概算出産育児交付金の額は、当該年度における当該保険者に係る出産育児一時金等の支給に要する費用の見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に同年度における高齢者の医療の確保に関する法律(第二百二十四条の三第一項の出産育児支援金率(次条において単に「出産育児支援金率」という。)を乗じて得た額とする。

**第一百五十二条の五** 第百五十二条の三第一項ただし書の確定出産育児交付金の額は、前々年度における当該保険者に係る出産育児一時金等の支給に要する費用(第二百一条の政令で定める金額とて、必要な技術的読替えは、政令で定める法律第四十一条及び第四十二条の規定は、出産育児交付金率を乗じて得た額とする。

**第一百五十二条の六** 高齢者の医療の確保に関する法律(第二百二十四条の四第一項の規定により基金が保険者に対して交付する出産育児交付金をもつて充てる。)

(出産育児交付金)

**第一百五十二条の三** 前条に規定する出産育児交付金の額は、当該年度の概算出産育児交付金の額からその超える額に係る出産育児交付調整金額との合計額を控除して得た額とする。ただし、前々年度の概算出産育児交付金の額が同年度の確定出産育児交付金の額を超えるときは、当該年度の概算出産育児交付金の額からその超える額とその超える額に係る出産育児交付調整金額との合計額を控除して得た額とするものとし、前々年度の概算出産育児交付金の額が同年度の確定出産育児交付金の額に満たないときは、当該年度の概算出産育児交付金の額にその満たない額とその満たない額に係る出産育児交付調整金額との合計額を加算して得た額とする。

2 前項のただし書の出産育児交付調整金額は、前々年度における高齢者の医療の確保に関する法律第七条第二項に規定する保険者(国民健康保険法の規定による前期高齢者交付金(以下「前期

高齢者納付金」という。)の納付に要する費用の額に同号に掲げる額の第二号に掲げる額に対する割合を乗じて得た額並びに流行初期医療確保拠出金の納付に要する費用の額の合算額(同

法の規定による前期高齢者交付金(以下「前期

高齢者交付金」という。)がある場合には、当該合算額から当該前期高齢者交付金の額を基準として政令で定める額を控除した額)に千分の百三十から千分の二百までの範囲内において政令で定める割合を乗じて得た額を補助する。

一 調整対象給付費見込額の三分の二に相当する額に高齢者の医療の確保に関する法律第三十四条第七項に規定する概算加入者調整率を乗じて得た額から調整対象給付費見込額の三分の二に相当する額を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

二 高齢者の医療の確保に関する法律第三百五十四条

国庫は、第百五十一条及び前条に規定する費用のほか、毎年度、健康保険事業の執行に要する費用のうち、日雇特例被保険者に係る療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、傷病手当金、出産手当金、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、特別療養費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用(療養の給付については、一部負担金に相当する額を控除するものとする。)の額、前期高齢者納付金の納付に要する費用の額に給付費割合(調整対象給付費見込額及び高齢者の医療の確保に関する法律第三十四条第一項第一号イ(2)に規定する前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額の合計額に対する費用の額の合算額(前期高齢者交付金がある場合には、当該合算額から当該前期高齢者交付金の額に給付費割合を乗じて得た額を控除した額)に健康保険組合(第三条第一項第八号の承認を受けた者の国民健康保険を行う国民健康保険の保険者を含む。)第百七十七条第二項及び第三項において同じ。)を設立する事業主以外の事業主から当該年度に納付された日雇特例被保険者にに関する保険料の総延べ納付日数を当該年一度に納付された日雇特例被保険者に関する保険料の総延べ納付日数で除して得た率を乗じて得た額に前条に規定する政令で定める割合を乗じて得た額を補助する。

規定による後期高齢者支援金並びに介護納付金のうち日雇特例被保険者に係るもの納付に要する費用の額の合算額（当該前期高齢者納付金の額に給付費割合を乗じて得た額を除き、前期高齢者交付金がある場合には、当該前期高齢者交付金の額から当該額に給付費割合を乗じて得た額を控除して得た額を当該合算額から控除した額）に同項に規定する率を乗じて得た額に同条に規定する政令で定める割合を乗じて得た額を補助する。

**第一百五十四条の二** 国庫は、第百五十五条及び前二条に規定する費用のほか、予算の範囲内において、健康保険事業の執行に要する費用のうち、特定健康診査等の実施に要する費用の一部を補助することができる。

**（保険料）**

**第一百五十五条** 保険者等は、健康保険事業に要する費用（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等、介護納付金並びに流行初期医療確保拠出金等並びに健康保険組合においては、第百七十三条の規定による拠出金の納付に要する費用を含む。）に充てるため、保険料を徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、協会が管掌する健康保険の任意継続被保険者に関する保険料は、協会が徴収する。

**（保険料等の交付）**

**第一百五十五条の一** 政府は、協会が行う健康保険事業に要する費用に充てるため、協会に対し、政令で定めるところにより、厚生労働大臣が徴収した保険料その他この法律による徴収金の額及び印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第四百四十二号）の規定による納付金に相当する額から厚生労働大臣が行う健康保険事業の事務の執行に要する費用に相当する額（第百五十二条の規定による当該費用に係る国庫負担金の額を除く。）を控除した額を交付する。  
（被保険者の保険料額）

**第一百五十六条** 被保険者に関する保険料額は、各月につき、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 介護保険法第九条第二号に規定する被保険者（以下「介護保険第二号被保険者」という。）である被保険者一般保険料額（各被保険者の標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ一般保険料率（基本保険料率と特定保険料率とを合算した率をいう。）を乗じて得た額を交付する。）

額をいう。(以下同じ。)と介護保険料額(各被保険者の標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ介護保険料率を乗じて得た額をいう。  
以下同じ。)との合算額

二 介護保険第二号被保険者である被保険者以外の被保険者一般保険料額

2 前項第一号の規定にかかるわらず、介護保険第二号被保険者である被保険者が介護保険第一号被保険者に該当しなくなつた場合においては、その月分の保険料額は、一般保険料額とする。ただし、その月に再び介護保険第二号被保険者となつた場合その他政令で定める場合は、この限りでない。

(任意継続被保険者の保険料)

3 前二項の規定にかかるわらず、前月から引き続き被保険者である者がその資格を喪失した場合においては、その月分の保険料は、算定しない。

2 前項の場合において、各月の保険料の算定方法は、前条の例による。

(保険料の徴収の特例)

第百五十八条 前月から引き続き被保険者(任意継続被保険者を除く。以下この条、次条及び第一百五十九条の三において同じ。)である者が第百八十八条第一項各号のいずれかに該当するに至つた場合はその月以後、被保険者がその資格を取得した月に同項各号のいずれかに該当するに至つた場合はその翌月以後、同項各号のいずれかに該当しなくなつた月の前月までの期間、保険料を徴収しない。ただし、被保険者が同項各号のいずれかに該当するに至つた月に同項各号のいずれかに該当しなくなつたときは、この限りでない。

第百五十九条 育児休業等をしている被保険者(第百五十九条の三の規定の適用を受けている被保険者を除く。次項において同じ。)が使用される事業所の事業主が、厚生労働省令で定めることにより保険者等に申出をしたときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める月の当該被保険者に関する保険料(その育児休業等の期間が一月以下である者については、標準報酬月額に係る保険料に限る。)は、徴収しない。

1 その育児休業等を開始した日の翌日が属する月とその育児休業等が終了する日の翌日が属する月と

月とが異なる場合、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの月

二 その育児休業等を開始した日の属する月と月とが同一であり、かつ、当該月における育児休業等の日数として厚生労働省令で定めるところにより計算した日数が十四日以上である場合 当該月

被保険者が連續する二以上の育児休業等をしている場合(これに準ずる場合として厚生労働省令で定める場合を含む。)における前項の規定の適用については、その全部を一の育児休業等とみなす。

**第二百五十九条の二 厚生労働大臣が保険料を徴収する場合において、適用事業所の事業主から保険料、厚生年金保険法第八十一条に規定する保険料(以下「厚生年金保険料」という。)及び子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第六十九条に規定する拠出金(以下「子ども・子育て拠出金」という。)の一部の納付があつたときは、当該事業主が納付すべき保険料、厚生年金保険料及び子ども・子育て拠出金の額を基準として按分した額に相当する保険料の額が納付されたものとする。**

**第二百五十九条の三 産前産後休業をしている被保険者が使用される事業所の事業主が、厚生労働省令で定めるところにより保険者等に申出をしたときは、その産前産後休業を開始した日の翌日が属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間、当該被保険者に関する保険料を徴収しない。**

(保険料率)

**第一百六十条 協会が管掌する健康保険の被保険者に関する一般保険料率は、千分の三十から千分の百三十までの範囲内において、支部被保険者(各支部の都道府県に所在する適用事業所に使用される被保険者及び当該都道府県の区域内に住所又は居所を有する任意継続被保険者をいふ。以下同じ。)を単位として協会が決定するものとする。**

2 前項の規定により支部被保険者を単位として決定する一般保険料率(以下「都道府県単位保険料率」という。)は、当該支部被保険者に適用する。

3 都道府県単位保険料率は、支部被保険者を単位として、次に掲げる額に照らし、毎事業年度

において財政の均衡を保つことができるものとなるよう、政令で定めるところにより算定するものとする。

一 第五十二条第一号に掲げる療養の給付その他の厚生労働省令で定める保険給付（以下この項及び次項において「療養の給付等」という。）のうち、当該支部被保険者に係るものに要する費用の額（当該支部被保険者に係る療養の給付等に関する第百五十三条の規定に基づく調整を行うことにより得られると見込まれる額

二 保険給付（支部被保険者に係る療養の給付等を除く。）、前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに流行初期医療確保拠出金等に要する費用の額（当該支部被保険者に係る疗養の給付等に関する第百五十三条の規定に基づく調整を行うことにより得られると見込まれる額

三 保険事業及び福祉事業に要する費用の額（第百五十四条の一の規定による国庫補助の額を除く。）並びに第百七十三条の規定による拠出金の額を除く。）に次項の規定に準拠して算定する出産育児交付金の額（第百五十三条及び第百五十四条の規定による国庫補助の額（前号の国庫補助の額を除く。）並びに第百七十三条の規定による拠出金の額を除く。）に総報酬按分率（当該都道府県の支部被保険者の総報酬額（標準報酬月額及び標準賞与額の合計額をいう。以下同じ。）の総額を協会が管掌する健康保険の被保険者の総報酬額の総額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額

4 協会は、支部被保険者及びその被扶養者の年齢階級別の分布状況と協会が管掌する健康保険の被保険者及びその被扶養者の年齢階級別の分布状況との差異によって生ずる療養の給付等に要する費用の額の負担の不均衡並びに支部被保険者の総報酬額の平均額と協会が管掌する健康保険の被保険者の総報酬額の平均額との差異による、政令で定めるところにより、支部被保険者を単位とする健康保険の財政の調整を行うものとする。

5 協会は、二年ごとに、翌事業年度以降の五年間にについての協会が管掌する健康保険の被保険

者数及び総報酬額の見通し並びに保険給付に要する費用の額、保険料の額（各事業年度において財政の均衡を保つことができる保険料率の水準を含む。）その他の健康保険事業の収支の見通しを作成し、公表するものとする。

6 協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするとときは、あらかじめ、理事長が当該変更に係る都道府県に所在する支部の支部長の意見を聴いた上で、運営委員会の議を経なければならぬ。

7 支部長は、前項の意見を求められた場合のか、都道府県単位保険料率の変更が必要と認められる場合には、あらかじめ、当該支部に設けられた評議会の意見を聴いた上で、理事長に対し、当該都道府県単位保険料率の変更について意見の申出を行うものとする。

8 協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、理事長は、その変更について厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

9 厚生労働大臣は、前項の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。

10 厚生労働大臣は、都道府県単位保険料率が、当該都道府県における健康保険事業の收支の均衡を図る上で不適当であり、協会が管掌する健

康保険の事業の健全な運営に支障があると認めるとときは、協会に対し、相当の期間を定めて、当該都道府県単位保険料率の変更の認可を申請すべきことを命ずることができる。

11 厚生労働大臣は、協会が前項の期間内に同項の申請をしないときは、社会保障審議会の議を経て、当該都道府県単位保険料率を変更することができる。

12 第九項の規定は、前項の規定により行う都道府県単位保険料率の変更について準用する。

13 第一項及び第八項の規定は、健康保険組合が管掌する健康保険の一般保険料率について準用する。この場合において、「支部被保険者」（各支部の都道府県に所在する適用事業所に使用される被保険者及び当該都道府県の区域内に住所又は居所を有する任意継続被保険者をいう。以下同じ。）を単位として協会が決定するものとする」とあるのは、「決定するものとする」とあるのは、「健康保険組合が管掌する健康保険的一般保険料率」と読み替えるものとする。

14 特定保険料率は、各年度において保険者が納付すべき前期高齢者納付金等の額及び後期高齢

者支援金等の額並びに流行初期医療確保拠出金等の額（協会が管掌する健康保険及び日雇特例被保険者の保険においては、その額から第百五十三条及び第百五十四条の規定による国庫補助額を控除した額）の合算額（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）を当該年度における当該保険者が管掌する被保険者の総報酬額の総額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。



後期高齢者支援金等、介護納付金並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に要した費用を含む。)から前年度の日雇特例被保険者に関する保険料相当額を控除した額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に、当該日雇関係組合を設立する事業主から前年度に納付された日雇特例被保険者に関する保険料の総延べ納付日数を前年度に納付された日雇特例被保険者に関する保険料の総延べ納付日数で除して得た率を乗じて得た額とする。  
**(日雇拠出金の額の算定の特例)**  
**第一百七十七条** 合併又は分割により成立した日雇関係組合、合併又は分割後存続する日雇関係組合及び解散をした日雇関係組合の権利義務を承継した健康保険組合に係る日雇拠出金の額の算定の特例については、高齢者の医療の確保に関する法律第四十一条に規定する前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金等の額の算定の特例の例による。  
**(政令への委任)**  
**第一百七十八条** 第百七十三条から前条までに定めるもののほか、日雇拠出金の額の決定、納付の方法、納付の期限、納付の猶予その他日雇拠出金の納付に関して必要な事項は、政令で定める。  
**(国民健康保険の保険者への適用)**  
**第一百七十九条** 第三条第一項第八号の承認を受けた者の国民健康保険を行う国民健康保険の保険者は、健康保険組合とみなして、第一百七十三条から前条までの規定を適用する。  
**(保険料等の督促及び滞納処分)**  
**第一百八十条** 保険料その他のこの法律の規定による徴収金(第二百四条の二第一項及び第二百四十四条の六第一項を除き、以下「保険料等」という。)を滞納する者(以下「滞納者」という。)があるときは、保険者等(被保険者が協会が管掌する健康保険の任意継続被保険者である場合、協会が管掌する健康保険の被保険者若しくは日雇特例被保険者であつて第五十八条、第七十四条第二項及び第九条第二項(第百四十九条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による徴収金を納付しなければならない場合又は解散により消滅した健康保険組合の権利を第二十六条规定により承継した場合であつて当該健康保険組合の保険料等で未収のものに係るものがあるときは協会、被保険者が

健康保険組合が管掌する健康保険の被保険者である場合は当該健康保険組合、これら以外の場合は厚生労働大臣をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。)は、期限を指定して、これを督促しなければならない。ただし、第七十二条の規定により保険料を徴収するときは、この限りでない。

2 前項の規定によつて督促をしようとするときは、保険者等は、納付義務者に対して、督促状を発する。

3 前項の督促状により指定する期限は、督促状を発する日から起算して十日以上を経過した日でなければならぬ。ただし、第一百七十二条各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

4 保険者等は、納付義務者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、国税滞納処分の例によつてこれを処分し、又は納付義務者の居住地若しくはその者の財産所在地の市町村(特別区を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区又は総合区とする。第六項において同じ。)に対して、その処分を請求することができる。

一 第一項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までに保険料等を納付しないとき。

二 第百七十二条各号のいずれかに該当したことにより納期を繰り上げて保険料納入の告知を受けた者がその指定の期限までに保険料を納付しないとき。

5 前項の規定により協会又は健康保険組合が国税滞納処分の例により処分を行ふ場合においては、厚生労働大臣の認可を受けなければならぬ。

6 市町村は、第四項の規定による処分の請求を受けたときは、市町村税の例によつてこれを処分することができる。この場合においては、保険者は、徴収金の百分の四に相当する額を当該市町村に交付しなければならない。  
(延滞金)

**第一百八十一條** 前条第一項の規定によつて督促をしたときは、保険者等は、徴収金額に、納期限の翌日から徴収金全額又は財産差押えの日の前日までの期間の日数に応じ、年十四・六ペーセント(当該督促が保険料に係るものであるときは、当該納定期限の翌日から三月を経過する日ま

（期間）の割合を乗じて計算した延滞金を徴収する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合又は滞納につきやむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。

一 徹底金額が千円未満であるとき。  
二 納期を繰り上げて徴収するとき。  
三 納付義務者の住所若しくは居所が国内にないため、又はその住所及び居所がいずれも明らかでないため、公示送達の方法によつて督促をしたとき。  
四 前項の場合において、徴収金額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる徴収金は、その納付のあつた徴収金額を控除した金額による。  
五 延滞金を計算するに当たり、徴収金額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。  
六 督促状に指定した期限までに徴収金を完納したとき、又は前三項の規定によつて計算した金額が百円未満であるときは、延滞金は、徴収しない。  
七 延滞金の金額に百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。  
（協会による広報及び保険料の納付の勧奨等）  
**第一百八十二条の二** 協会は、その管掌する健康保険の事業の円滑な運営が図られるよう、当該事業の意義及び内容に関する広報を実施するとともに、保険料の納付の勧奨その他厚生労働大臣の行う保険料の徴収に係る業務に対する適切な協力をを行うものとする。

（協会による保険料の徴収）

**第一百八十三条の三** 厚生労働大臣は、協会と協議を行い、効果的な保険料の徴収を行うために必要があると認めるときは、協会に保険料の滞納者に関する情報をその他必要な情報を提供するとともに、当該滞納者に係る保険料の徴収を行わせることができる。

八 厚生労働大臣は、前項の規定により協会に滞納者に係る保険料の徴収を行わせることとしたときは、当該滞納者に対し、協会が当該滞納者に係る保険料の徴収を行うこととなる旨その他に厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。

九 第一項の規定により協会が保険料の徴収を行ふ場合においては、協会を保険者等とみなし

4 第一百八十九条及び第一百九十二条の規定を適用する。

5 前各項に定めるもののほか、協会による保険料の徴収に関する必要な事項は、政令で定める。

(先取特権の順位)

**第一百八十二条** 保険料等の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(徴収に関する通則)

**第一百八十三条** 保険料等は、この法律に別段の規定があるものを除き、国税徴収の例により徴収する。

## 第八章 健康保険組合連合会

(設立、人格及び名称)

**第一百八十四条** 健康保険組合は、共同してその目的を達成するため、健康保険組合連合会（以下「連合会」という。）を設立することができる。

連合会は、法人とする。

連合会は、その名称中に健康保険組合連合会という文字を用いなければならない。

連合会でない者は、健康保険組合連合会という名称を用いてはならない。

(設立の認可等)

**第一百八十五条** 連合会を設立しようとするときは、規約を作り、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

連合会は、設立の認可を受けた時に成立する。

(規約の記載事項)

**第一百八十六条** 連合会は、規約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 1 目的及び事業
- 2 名称
- 3 事務所の所在地
- 4 総会に関する事項
- 5 役員に関する事項
- 6 会員の加入及び脱退に関する事項
- 7 資産及び会計に関する事項
- 8 告公開に関する事項

**（役員）** 前各号に掲げる事項のほか、厚生労働省令で定める事項  
百八十七条 連合会に、役員として会長、副会長、理事及び監事を置く。  
会長は、連合会を代表し、その業務を執行する。  
副会長は、会長を補佐して連合会の業務を代理し、会長に事故があるときはその職務を行ふ。  
理事は、会長の定めるところにより、会長及び副会長を補佐して連合会の業務を掌理し、会長及び副会長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び副会長が欠員のときはその職務を行ふ。  
監事は、連合会の業務の執行及び財産の状況を監査する。  
**（準用）**  
**第一百八十八条** 第七条の三十八、第七条の三十九、第九条第二項、第十六条第二項及び第三項、第十八条第一項及び第二項、第十九条、第二十条、第二十六条第一項（第二号に係る部分を除く。）及び第二项、第二十九条第二項、第三十条、第五十条並びに第九十五条の規定は、連合会について準用する。この場合において、これらの規定中「組合会」とあるのは「総会」と、第七条の三十九第一項中「厚生労働大臣は」とあるのは「厚生労働大臣は、第八条において準用する前条の規定により報告を徴し、又は質問し、若しくは検査した場合において」と、「一定款」とあるのは「規約」と、第十六条第二項中「前項」とあるのは「第一百八十六条」と、第二十九条第二項中「前項」とあるのは「第一百八十八条」と、「前条第二項の規定に違反した指定健康保険組合、同条第三項の求めに応じない指定健康保険組合その他政令で定める指定健康保険組合の事業」とあるのは「その事業」と、第五十条第二項中「前項の規定により被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業」とあるのは「前項の事業」と、「被保険者等を」とあるのは「健康保険組合又は被保険者等を」と、「又は」とあるのは「若しくは」と、「同法」とあるのは「それぞれ該健康保険組合が保存している医療保険等関連情報（高齢者の医療の確保に関する法律第十六条第三項及び第四項において同じ。）又は労働安全衛

生法」と、同条第三項中「労働安全衛生法」とあるのは、「医療保険等関連情報の提供を求めるため健康保険組合又は労働安全衛生法」と、「当該」とあるのは、「当該医療保険等関連情報又は当該」と、同条第四項中「高齢者の医療の確保に関する法律第十六条第一項に規定する」とあるのは、「健康保険組合から提供を受けた」と読み替えるものとする。

**第九章 不服申立て**

(審査請求及び再審査請求)

**第一百八十九条** 被保険者の資格、標準報酬又は保険給付に関する処分に不服がある者は、社会保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服がある者は、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができる。

審査請求をした日から二月以内に決定がないときは、審査請求人は、社会保険審査官が審査請求を棄却したものとみなすことができる。

第一項の審査請求及び再審査請求は、時効の完成猶予及び更新に関する事項に關しては、裁判上の請求とみなす。

被保険者の資格又は標準報酬に関する処分が確定したときは、その処分についての不服を当該処分に基づく保険給付による処分についての不服の理由とすることができない。

**第一百九十条** 保険料等の賦課若しくは徴収の処分又は第一百八十条の規定による処分に不服がある者は、社会保険審査会に対して審査請求をすることができる。

(行政不服審査法の適用関係)

**第一百九十二条** 前二条の審査請求及び第一百八十九条第一項の再審査請求については、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二章(第二十二条规定を除く。)及び第四章の規定は、適用しない。

(審査請求と訴訟との関係)

**第一百九十三条** 第百八十九条第一項に規定する处分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する社会保険審査官の決定を経た後でなければ、提起することができない。

(時効)

**第十章 雜則**

2 保険料等の納入の告知又は督促は、時効の更新の効力を有する。

(期間の計算)  
**第一百九十四条の二** 厚生労働大臣、保険者、保険医療機関等、指定訪問看護事業者その他の健康保険事業又は当該事業に関連する事務の遂行のため被保険者等記号及び被保険者等記号・番号(以下この条において「被保険者等記号・番号等」という)を利用する者として厚生労働省令で定める者(以下この条において「厚生労働大臣等」という。)は、当該事業又は事務の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る被保険者等記号・番号等を告知することを求めてはならない。

2 厚生労働大臣等以外の者は、健康保険事業又は当該事業に関連する事務の遂行のため被保険者等記号・番号等の利用が特に必要な場合として厚生労働省令で定める場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る被保険者等記号・番号等を告知することを求めてはならない。

3 何人も、次に掲げる場合を除き、その者が業として行う行為に関し、その者に対し売買、貸借、雇用その他の契約(以下この項において「契約」という。)の申込みをしようとする者若しくは申込みをする者はその者と契約の締結をした者に対し、当該者又は当該者以外の者に係る被保険者等記号・番号等を告知することを求めてはならない。

一 厚生労働大臣等が、第一項に規定する場合に、被保険者等記号・番号等を告知することを求めるとき。

二 厚生労働大臣等以外の者が、前項に規定する厚生労働省令で定める場合に、被保険者等記号・番号等を告知することを求めるとき。

4 何人も、次に掲げる場合を除き、業として、被保険者等記号・番号等の記録されたデータベース(その者以外の者に係る被保険者等記号・番号等を含む情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるよう)に体系的に構成したもの)をいう。)であつて、当該データベースに記録された情報が他に提供されることが予定されているもの(以下

この項において「提供データベース」という。 5  
一 厚生労働大臣等が、第一項に規定する場合に、提供データベースを構成するとき。  
二 厚生労働大臣等以外の者が、第二項に規定する厚生労働省令で定める場合に、提供データベースを構成するとき。  
ターベースを構成するとき。  
厚生労働大臣は、前二項の規定に違反する行為が行われた場合において、当該行為をした者が更に反復してこれらの規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、当該行為を中止することを勧告するし、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な措置を講ずることを勧告することができる。  
6 厚生労働大臣は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に對し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。  
（報告及び検査）  
**第一百九十四条の三** 厚生労働大臣は、前条第五項及び第六項の規定による措置に關し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第三項若しくは第四項の規定に違反していると認めるに足る相当の理由がある者に対し、必要な事項に關し報告を求め、又は当該職員に当該者の事務所若しくは事業所に立ち入りて質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。  
2 第七条の三十八第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。  
（印紙税の非課税）  
**第一百九十五条** 健康保険に関する書類には、印紙税を課さない。  
（戸籍事項の無料証明）  
**第一百九十六条** 市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。第二百三条において同じ。）は、保険者又は保険給付を受けるべき者に対し、当該市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより、被保険者又は被保険者であつた者の戸籍に關し、無料で証明を行うことができる。



**（財務大臣への権限の委任）**

規定により滞納処分等及び同条第十九号に掲げる権限の全部又は一部を自らが行うこととした場合におけるこれらの権限並びに同号に規定する厚生労働省令で定める権限のうち厚生労働省令で定めるもの（以下この項において「滯納処分等その他の処分」という。）に係る納付義務者が滯納処分等その他の処分の執行を免れる目的でその財産について隠ぺいしているおそれがあることその他の政令で定める事情があるため保険料その他この法律の規定による徴収料金（第五十八条、第七十四条第二項及び第一百九十二条第二項（第一百四十九条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による徴収金を除く。第二百四条の六第一項において「保険料等」という。）の効果的な徴収を行う上で必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、財務大臣に、当該納付義務者に関する情報その他必要な情報を提供するとともに、当該納付義務者に係る滞納処分等その他の処分の権限の全部又は一部を委任することができる。厚生年金保険法第二百四条の五第二項から第七項までの規定は、前項の規定による財務大臣への権限の委任について準用する。

（機構が行う滞納処分等に係る認可等）

**第二百四十三条** 機構は、滞納処分等を行う場合には、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受け受けるとともに、次条第一項に規定する滞納処分等実施規程に従い、徴収職員に行わせなければならない。

2 厚生年金保険法第二百四条の六第一項及び第三項の規定は、前項の規定による機構が行う滞納処分等について準用する。

**（滞納処分等実施規程の認可等）**

**第二百四十四条** 機構は、滞納処分等の実施に関する規程（次項において「滞納処分等実施規程」という。）を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 厚生年金保険法第二百四条の七第二項及び第三項の規定は、滯納処分等実施規程の認可及び変更について準用する。

**（機構が行う立入検査等に係る認可等）**

**第二百四十五条** 機構は、第二百四条第一項第十九号に掲げる権限に係る事務を行ふ場合にはあらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2 前項に規定する一項の規定の適用

料又は保険給付」とあるのは「又は保険料」と、「当該職員」とあるのは「日本年金機構の職員」とする。

（機構が行う収納）

**第二百四条の六 厚生労働大臣は、会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第七条第一項の規定にかかわらず、政令で定める場合における保険料等の収納を、政令で定めるところにより、機構に行わせることができる。**

2 厚生年金保険法第百条の十一第二項から第六项までの規定は、前項の規定による機構が行う収納について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（協会への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任）

**第二百四条の七 第百九十八条第一項の規定による厚生労働大臣の命令並びに質問及び検査の権限（健康保険組合に係る場合を除き、保険給付に関するものに限る。）に係る事務は、協会に行使せらるものとする。ただし、当該権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。**

2 前項に定めるもののほか、協会による同項に規定する権限に係る事務の実施に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（協会が行う立入検査等に係る認可等）

**第二百四条の八 協会は、前条第一項に規定する権限に係る事務を行なう場合には、あらかじめ厚生労働大臣の認可を受けなければならぬ。**

2 前項に規定する場合における第九十九条第三項の規定の適用については、同項中「被保険者の資格、標準報酬、保険料又は保険給付」とあるのは「保険給付」と、「当該職員」とあるのは「協会の職員」とする。

（地方厚生局長等への権限の委任）

**第二百五条 この法律に規定する厚生労働大臣の権限（第二百四条の二第一項及び同条第二項において準用する厚生年金保険法第百条の五第二項に規定する厚生労働大臣の権限を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。**

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

（機構への事務の委託）

**第二百五条の二 厚生労働大臣は、機構に、次に掲げる事務（第百八十二条の三第一項の規定により、**

より協会が行うこととされたもの及び第二百二十九条第一項の規定により市町村長が行うこととさ

一 第三条第二項ただし書（同項第三号に係る部分に限る。）の規定による承認に係る事務（当該承認を除く。）

二 第四十六条第一項及び第一百二十五条第二項（第一百六十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による価額の決定に係る事務（当該決定を除く。）

三 第五十二条の二の規定による情報の提供に係る事務（当該情報の提供を除く。）

四 第百八条第六項の規定による資料の提供に係る事務（当該資料の提供を除く。）

五 第五百五十五条第一項、第一百五十八条、第一百五十九条、第一百五十九条の三及び第一百七十二条の規定による保険料の徴収に係る事務（第一百四条第一項第十二号、第十三号及び第十五号から第十七号までに掲げる権限を行使する事務並びに第二百四条の六第一項の規定により機構が行う収納、第一百八十一条の規定による督促その他の厚生労働省令で定める権限を行使する事務並びに次号、第七号、第九号及び第十一号に掲げる事務を除く。）

六 第一百六十四条第二項及び第三項（第一百六十八条第二項においてこれらの場合を含む。）の規定による納付に係る事務（納期を繰り上げて納入の告知又は納付をしたものとみなす決定及びその旨の通知を除く。）

七 第百七十条第一項の規定による保険料額の決定及び告知に係る事務（当該保険料額の決定及び告知を除く。）並びに同条第二項の規定による追徴金の徴収に係る事務（第二百四条第一項第十五号から第十七号までに掲げる権限を行使する事務及び第二百四条の六第一項の規定により機構が行う収納、第一百八十一条の規定による督促その他の厚生労働省令で定める権限を行使する事務並びに次号及び第十一号に掲げる事務を除く。）

八 第百七十三条第一項の規定による拠出金の徴収に係る事務（第二百四条第一項第十五号から第十七号までに掲げる権限を行使する事務及び第二百四条の六第一項の規定により機構が行う収納、第一百八十一条の規定による督促その他の厚生労働省令で定める権限を行使する事務並びに次号及び第十一号に掲げる事務を除く。）

九 第百八十条第一項及び第二項の規定による  
督促に係る事務（当該督促及び督促状を発す

ること（督促状の発送に係る事務を除く。）を除く。)

十 第八百八十二条第一項及び第四項の規定による延滞金の徴収に係る事務（第二百四十四条第一項第十五号から第十七号までに掲げる権限を行使する事務及び第二百四条の六第一項の規定により機構が行う収納、第二百八十一条第一項の規定による督促その他の厚生労働省令で定める権限を行使する事務並びに前号及び次号に掲げる事務を除く。）

十一 第二百四条第一項第十六号に規定する厚生労働省令で定める権限に係る事務（当該権限を行使する事務を除く。）

十二 介護保険法第六十八条第五項その他の厚生労働省令で定める法律の規定による求めに応じたこの法律の実施に關し厚生労働大臣が保有する情報の提供に係る事務（当該情報の提供及び厚生労働省令で定める事務を除く。）

十三 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事務

厚生年金保険法第一百条の十二第二項及び第三項の規定は、前項の規定による機構への事務の委託について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(情報の提供等)

第二百五条の三 機構は、厚生労働大臣に対し、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者の資格に関する事項、標準報酬に関する事項その他厚生労働大臣の権限の行使に關して必要な情報の提供を行うものとする。

厚生労働大臣及び機構は、この法律に基づく協会が管掌する健康保険の事業が、適正かつ円滑に行われるよう、必要な情報交換を行うことその他相互の密接な連携の確保に努めるものとする。

(基金等への事務の委託)

第二百五条の四 保険者は、第七十六条第五項（第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第四項、第一百十条第七項及び第一百四十九条において准用する場合を含む。第一号において同じ。）及び第八十八条第十一項（第一百十一条第三項及び第一百四十九条において准用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する事務のほか、次に掲げる事務を基金又は国保連合会に委託することができる。



がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

**第二百五十五条** 医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当を行つた者又はこれを使用する者が、第六十一条第一項（第一百四十九条において準用する場合を含む。）の規定により、報告若しくは診療録帳簿書類その他の物件の提示を命ぜられ、正当な理由がなくてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対し、正当な理由がなくて答弁せらず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、十万円以下の過料に処する。

**第二百一十六条** 事業主が、正当な理由がなくて第三百九十七条第一項の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、文書の提示をせず、又はこの法律の施行に必要な事務を行うことを怠つたときは、十万円以下の過料に処する。

**第二百一十七条** 被保険者又は保険給付を受けるべき者が、正当な理由がなくて第八十九条第二項の規定に違反して、申出をせず、若しくは虚偽の申出をし、届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は文書の提出を怠つたときは、十万円以下の罰料に処する。

**第二百一十七条の二** 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした協会の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第七条の七第一項の規定による政令に違反して登記することを怠ったとき。

二 第七条の二十七、第七条の三十一第一項若

しくは第二項又は第七条の三十四の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならぬ場合において、その認可を受けなかつたとき。

三 第七条の二十八第二項の規定により厚生労働大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかつたとき。四 第七条の二十八第四項の規定に違反して財務省長、事業報告書等告げくは監事及び会計監査人等の職務を怠つて其の職務を執行せしめられたる者は、監査官の監査の結果、その職務を怠つて其の職務を執行せしめたるに該する部分の監査結果を公表する。

五 第七条の三十三の規定に違反して協会の業務上の余裕金を運用したとき。  
六 第七条の三十五第二項又は第七条の三十六第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

八 七 第七条の三十五第二項又は第七条の三十六第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

九 この法律に規定する業務又は他の法律によ

なければならない場合において、その認可を受けなければならぬときは、二十万円以下の過料に処する。

附則

**第一条** (施行期日) この法律は、大正十五年七月一日から施行する。ただし、呆僕給付及び費用の負担に關する。

(健康保険組合の財政調整)  
する規定は、大正十六年一月一日から施行する。

**第二条** 健康保険組合が管掌する健康保険の医療に関する給付、保健事業及び福祉事業の実施又は健康保険組合に係る前期高齢者納付金等、後

期高齢者支援金等 日雇拠出金 介護納付金若しくは流行初期医療確保拠出金等の納付に要する費用の財源の不均衡を調整するため、連合会

は、政令で定めるところにより、会員である健康保険組合（以下この条及び次条において「組合」という。）に対する交付金の交付の事業を行つてゐる。

行うものとする。  
2 組合は、前項の事業に要する費用に充てるため、連合会に対し、政令で定めるところにより、拠出金を拠出するものとする。

3 組合は、前項の規定による拠出金の拠出に要する費用に充てるため、調整保険料を徴収する。

4 調整保険料額は、各月につき、各被保険者の標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ調整保険料率を乗じて得た額とする。

6 語整て附則精詳を以て之に對する事は別に異て、實質並びに組合の組合員である被保険者の数及び標準報酬を基礎として、政令で定める。

八十五条第三項の規定は、第一項の事業について準用する。この場合において、第七条の三十九第一項中「事業若しくは財産」とあるのは、「事業」又は「財産」とつらばねて見なす。

事業」と「定期」とあるのは「規約」と「第二十九条第二項中「前項」とあるのは「附則第二条第六項」と、「とき、又は前条第二項の規定に違反した指定健康保険組合、同条第三項の

求めに応じない指定健康保険組合その他政令で定める指定健康保険組合の事業若しくは財産の状況によりその事業の継続が困難であると認め

るとき」とあるのは「とき」と、第二百八十五条第三項中「組合員である被保険者の共同の福祉を増進するため」とあるのは「附則第二条第一項の事業を推進するため」と書き替えるものと

「この歌舞を抱き取るため」と詰み聲の如きのする。







1 (施行期日) この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

1 (施行期日) この法律は、昭和二十八年十一月一日から施行する。

この法律は、地方自治法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第二百四十七号）の施行の日から施行する。

**第四条** 保険料に関する経過措置 昭和三十二年四月以前の月に係る保険料の徴収については、なお従前の例による。ただし、新法第十一條及び第十一條ノ二の規定の適用を妨げない。

3 第一項の者であつて、昭和三十二年五月一日  
前に旧法第四十三条ノ四第一項又は旧船員保険  
法第二十八条ノ四第一項の規定による厚生大臣  
の定に違反したものについては、新法第四十三  
条ノ六第一項の規定による命令に違反したもの  
とみなして、新法第四十三条ノ十三の規定を適  
用する。

2 1 この法律は、昭和二十八年九月一日から施行する。

3 いてなされた処分又は手續とみなす。この機関施行の際從前の法令の規定により置かれていた機関又は職員は、それぞれ改正後の自ら見三に立つて置くこととする。

（施行期日）  
この法律は、昭和二十九年一月一日から施行する。

附 則  
（昭和二九年五月一九日法律第一  
五百号）  
抄

**第一条** この法律は、公布の日から施行し、昭和二十九年五月一日から適用する。  
**附 則** (昭和三十一年六月三〇日法律第三)

一 この法律は、昭和三十年七月一日から施行する。  
九号抄

13 前項の規定による改正後の同項各号に掲げる法律の規定は、この法律の施行後に徴収する延滞金について適用する。ただし、当該延滞金の全部又は一部でこの法律の施行前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附 則（昭和三十一年八月一日法律第一一  
二号）抄  
（施行期日）  
附 則 この法律は、公布の日から施行する。  
（昭和三十一年八月一日法律第一一  
一）

(施行期日) 六号抄

1 この法律は、公布の日から施行する。  
附 則 (昭和三年六月一二日法律第一  
四八号) 抄

**第三条** 昭和三十二年四月一日前に被保険者の資格を取得して、同日まで引き続き被保険者の資格を有する者（健康保険法第二十条の規定による被保険者の資格を有する者を除く。）のうち、昭和三十二年三月の標準報酬月額が三万六千円である者の同年四月一日から同年九月三十日までの標準報酬については、その者が同年四月一日に被保険者の資格を取得したものとみなして、新法第三条の規定を適用する。

2  
による保険医又は保険薬剤師である者は、新法第四十三条ノ五第一項の規定による保険医又は保険薬剤師の登録を受けたものとみなす。  
昭和三十二年五月一日前に旧法第四十三条ノ三第五項又は旧船員保険法第二十八条ノ三第五項の規定により行われた保険医又は保険薬剤師の辞退の予告は、新法第四十三条ノ十一第三項の規定による保険医又は保険薬剤師の登録の取消の予告とみなす。

（昭和三十三年四月三十日法律第一〇六号）  
附 則 第十六条 昭和三十二年五月一日前にした行為に  
對する罰則の適用については、なお從前の例によることとする。  
（従前の行為に對する罰則の適用）



附 則（昭和三九年七月六日法律第一五

二号）抄

（施行期日）下「施行日」という。から施行する。

第一条 この法律は、昭和三十九年十月一日（以

附 則（昭和四一年四月二八日法律第六

三号）抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第二条 第一条の規定による改正後の健康保険法第三

条第一項及び第七十一条ノ四第一項の規定、第

二条の規定による改正後の船員保険法第四条第

一項、第五十九条第五項及び第六十条第一項の

規定並びに附則第二条から附則第四条まで及び

附則第十二条の規定は、昭和四十一年四月一日

から適用する。

（健康保険法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 昭和四十一年四月一日前に健康保険の被

保険者の資格を取得して、同日まで引き続き被

保険者の資格を有する者（健康保険法第二十条

の規定による被保険者の資格を有する者を除く。）のうち、同年三月の標準報酬月額が五万

二千円である者の同年四月から同年九月までの

標準報酬については、その者が同年四月一日に

被保険者の資格を取得したものとみなして、第一

条の規定による改正後の健康保険法第三条の

規定を適用する。この場合において、その者が

厚生年金保険の被保険者であつて、その者の同

年四月における厚生年金保険法（昭和二十九年

法律第百十五号）による標準報酬月額が五万二

千円又は五万六千円であるときは、健康保険法

第三条第三項の規定にかかわらず、その者の同

年四月における厚生年金保険法による標準報酬

の基礎となつた報酬月額を第一条の規定による

改正後の健康保険法による標準報酬の基礎とな

る報酬月額とみなす。

附 則（昭和四一年六月七日法律第三

六号）抄

1 この法律は、登録免許税法の施行の日から施

行する。  
（施行期日）  
（分娩費等の額に関する経過措置）

第一条 この法律は、昭和四十四年九月一日から

施行する。  
（分娩費等の額に関する経過措置）

附 則（昭和四四年八月七日法律第六九

号）抄

第一条 この法律は、昭和四十四年九月一日から

施行する。  
（施行期日）  
（分娩費等の額に関する経過措置）

第二条 昭和四十四年九月一日前に分娩した健康

保険又は船員保険の被保険者若しくは被保険者

であつた者は又は被扶養者に係る健康保険法又は

船員保険法の規定による分娩費又は配偶者分娩

費の額については、なお従前の例による。

附 則（昭和四五五年四月一日法律第一三

号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第二条 第一条の規定による改正後の健康保険法第三

条第一項及び第七十一条ノ四第一項の規定、第

二条の規定による改正後の船員保険法第四条第

一項、第五十九条第五項及び第六十条第一項の

規定並びに附則第二条から附則第四条まで及び

附則第十二条の規定は、昭和四十一年四月一日

から適用する。

（健康保険法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 昭和四十一年四月一日前に健康保険の被

保険者の資格を取得して、同日まで引き続き被

保険者の資格を有する者（健康保険法第二十条

の規定による被保険者の資格を有する者を除く。）

のうち、同年四月の標準報酬月額が一万八千円

以下の者又は二十万円であるもの（当該

標準報酬月額の基礎となつた報酬月額が二十一

万円未満である者を除く。）の標準報酬は、當

該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額をこの

規定による改正後の同法第三条第一項の規定に

よる標準報酬の基礎となる報酬月額とみなし

て、保険者が改定する。

前項の規定により改定された標準報酬は、昭

和五十一年七月一日から同年九月三十日までの

標準報酬とする。

この法律による改正後の健康保険法第二十条

の規定により改定された標準報酬は、昭

和五十一年七月一日から同年九月三十日までの

標準報酬とする。

準報酬は、当該標準報酬月額の基礎となつた報

酬月額をこの法律による改正後の健康保険法第

三条第一項の規定による標準報酬の基礎となる

報酬月額とみなして、保険者が改定する。

前項の規定により改定された標準報酬は、昭

和四八年十月一日から昭和四十九年九月三十

日までの標準報酬とする。

（前項の規定による改正後の船員保険法第六十七

条の規定による改正後の健康保険法第七十

条の規定による改正後の船員保険法第二十

条又はこの法律による改正後の健康保険法第二

十五条の規定は、第三者の行為により昭和四十

八年十月一日以後に保険事故が生じた場合につ

いて適用し、同日前に保険事故が生じた場合に

ついては、なお従前の例による。

この法律による改正後の健康保険法第七十

条ノ三第一項の規定は、昭和四十八年十月一日前

に行なわれた療養の給付並びに同日前に行なわれた

療養に係る家族療養費の支給並びに同日前に要

する費用については、適用しない。

（前項の規定にかかるわらず、同年八月十日とする。

4 健康保険法第二十条の規定による被保険者に

関する昭和五十二年六月以前の月分の保険料の

納付期日及び当該保険料を納付しないことによ

るその被保険者の資格の喪失については、この法

律による改正後の同法第二十一条第三号及び

第七十九条第一項ただし書の規定にかかるわら

ず、なお従前の例による。

（前項の規定による改正後の船員保険法第二十

一条の規定による改正後の健康保険法第六十七

条の規定による改正後の船員保険法第二十

条又はこの法律による改正後の健康保険法第二

十五条の規定による改正後の健康保険法第七十

条の規定による改正後の船員保険法第二十

条又はこの法律による改正後の健康保険法第二

十五条の規定による改正後の健康保険法第六十七

条の規定による改正後の船員保険法第二十

条又はこの法律による改正後の健康保険法第二

十五条の規定による改正後の健康保険法第七十

条の規定による改正後の船員保険法第二十

条又はこの法律による改正後の健康保険法第二







第三章第九節の節名の改正規定、同法第五十七条ノ二の改正規定、同法第五十九条ノ一項の改正規定及び同法第六十条の次に一項を加える改正規定並びに第三条中国民健康保険法の目次の改正規定（「保健施設」を「保健事業」に改める部分に限る）、同法第六章の章名の改正規定、同法第八十二条の改正規定及び同法第一百六条の次に一条を加える改正規定並びに第四条中老人保健法第五条の改正規定、同法第二十二条の改正規定及び同法第二十五条に一項を加える改正規定並びに附則第二十九条の規定並びに附則第三十条の規定並びに附則第五十六条の規定並びに附則第六十一条の規定 平成七年四月一日  
二 第一条中健康保険法第四章の二の改正規定（「二十八日」を「二十六日」に改める部分に限る） 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日  
(健康保険法の一部改正に伴う経過措置)  
**第二条** 平成六年十月一日前に健康保険の被保険者（日雇特例被保険者を除く。以下この条において同じ。）の資格を取得して、同日まで引き続き被保険者の資格を有する者（健康保険法第二十条の規定による被保険者の資格を有する者及び同法附則第九条第一項に規定する特例退職被保険者の資格を有する者を除く。）のうち、同年七月一日から同年九月三十日までの間に被保険者の資格を取得した者又は同法第三条第四項の規定により同年八月若しくは同年九月から標準報酬が改定された者であつて、同月の標準報酬額が八万六千円以下であるものの標準報酬は、当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額を第一条の規定による改正後の健康保険法（以下「新健保法」という。）第三条第一項の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして、保険者が改定する。  
**第三条** この法律の施行の日（以下「施行日」という。）に行われた食事の提供、看護又は移送に係る健康保険法の規定による給付について標準報酬とする。

受ける被保険者又は被保険者であつた者（老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除き、厚生大臣の定める状態にある者に限る。）が、当該病院又は診療所の従業者以外の者が提供する看護（以下この項において「付添看護」という。）を受けたときは、平成八年三月三十一日（付添看護の状況その他の事情を勘案し、厚生省令で定める要件に該当する病院又は診療所として都道府県知事の承認を受けたものにおける付添看護については、その日後厚生省令で定める日）までの間、当該付添看護を新健保法第四十四条ノ二又は新健保法第六十九条の十四第一項（健康保険法第六十九条の二十六第五項において準用する場合を含む。）に規定する療養の給付等とみなしてこれらの規定を適用する。

前項の規定は、健康保険法の規定による家族療養費の支給及び被扶養者の療養について準用する。

新健保法第四十三条ノ十七第二項（新健保法第六十九条の三十一において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する標準負担額は、新健保法第四十三条ノ十七第二項の規定にかかるわらず、平成八年九月三十日までの間、六百円（同項の厚生省令で定める者については、厚生大臣が別に定める額）とする。

この法律の施行の際現に老人保健法第四十六条の五の二第一項に規定する指定老人訪問看護事業者であるものについては、新健保法の施行日に、新健保法第四十四条ノ四第一項の指定訪問看護事業者の指定があつたもののみなす。ただし、その指定老人訪問看護事業を行なう者が施行日の前日までに、厚生省令の定めるところにより別段の申出をしたときは、この限りでない。

施行日前に入院していた健康保険の被保険者又は被保険者であつた者であつて、被扶養者の規定は、分べんの日のが施行日以後ある被保険者及び被保険者であつた者について適用し分べんの日が施行日前ある被保険者及び被保険者であつた者のこの法律による改正前の健康保険法の分娩費育児手当金、配偶者分娩費及

び配偶者育児手当金については、なお従前の例による。

(入院時食事療養費及び訪問看護療養費の支給等に関する規定の施行前の準備)

**第九条** 厚生大臣は、新健保法第四十三条ノ十七第二項の標準負担額、新健保法第四十四条ノ八第一項の厚生省令及び同条第二項に規定する指定訪問看護の事業の運営に関する基準(指定訪問看護の取扱いに関する部分を除く)、その他新健保法に基づく制度の実施の大綱に関するものを定めようとするときは、施行日前においても新健保法第一条ノ二に規定する政令で定める審議会に諮問することができる。

厚生大臣は、新健保法第四十三条ノ十七第二項の基準、同条第九項において準用する新健保法第四十三条ノ第一項及び第四十三条ノ六第一項の厚生省令、新健保法第四十四条ノ四第四項に規定する定め並びに新健保法第四十四条ノ八第二項に規定する指定訪問看護の事業の運営に関する基準(指定訪問看護の取扱いに関する部分に限る)を定めようとするときは、施行日前においても中央社会保険医療協議会に諮問することができる。

(罰則に関する経過措置)

**第六十五条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること。

(検討)

**第六十六条** 医療保険各法による医療保険制度及び老人保健法による老人保健制度については、この法律の施行後三年を目途として、これらの制度の目的を踏まえ、この法律の施行後におけるこれららの制度の実施状況、国民医療費の動向、社会経済情勢の推移等を勘案し、入院時食事療養費に係る患者負担の在り方を含め、給付及び費用負担の在り方等に関して検討が加えられるべきものとする。

(その他の経過措置の政令への委任)

**第六十七条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴う罰則に関する経過措置は、政令で定める。

**附 則** (平成七年三月三一日法律第五四二号)抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、平成八年四月一日から施行する。  
(健康保険法の一部改正に伴う罰則に関する経過措置)

**第三条** 前条の規定による改正後の健康保険法の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成七年五月八日法律第八七)  
この法律は、更生保護事業法の施行の日から施行する。

附 則 (平成七年六月九日法律第一〇七)  
(施行期日)抄  
**第一条** この法律は、平成七年十月一日から施行する。ただし、第二条並びに附則第三条、第五条、第七条、第十一条、第十三条、第十四条、第十六条、第十八条、第二十条及び第二十二条の規定は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成八年六月一四日法律第八二)  
(施行期日)抄  
**第一条** この法律は、平成九年四月一日から施行する。

附 則 (平成九年五月九日法律第四八)  
(施行期日)抄  
**第一条** この法律は、平成十年一月一日から施行する。  
(その他の経過措置の政令への委任)  
**第七十五条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成九年六月一八日法律第九二)  
(施行期日)抄  
**第一条** この法律は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律第二十六条の前の見出しの改正規定、同条の改正規定(「事業主」)の下に「、労働省令で定めるところにより」を加える部分及び「できるような配慮をするように努めなければならない」を「できるようにならなければならない」に改める部分に限る。)、同法第二十七条の改正規定(講ずるよう努めなければならない」を「講じなければならない」に改める部分に限る。)、同法第三十四条の改正規定(及び第二十二条第二項)を「、第二十二条第二項及び第二十七条第三項」に改める部





為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(経過措置の政令への委任)

第四十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

#### 附 則 (平成一四年八月二日法律第一〇二号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十四年十月一日から施行する。ただし、第三条中老人保健法第七十九条の二の次に一条を加える改正規定は公布の日から、第二条、第五条及び第八条並びに附則第六条から第八条まで、第三十三条、第三十四条、第三十九条、第四十一条、第四十八条、第四十九条第三項、第五十一条、第五十二条第三項、第五十四条、第六十七条、第六十九条、第七十条、第七十三条及び第七十七条の規定は平成十五年四月一日から、附則第六十一条の二の規定は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十四年法律第百五十二号)第十五条の規定の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

(医療保険制度の改革等)  
第二条 医療保険各法に規定する被保険者及び扶養者の医療に係る給付の割合については、将来にわたり百分の七十を維持するものとする。

2 政府は、将来にわたって医療保険制度の運営を図るために、平成十四年度中に、次に掲げる事項について、その具体的な内容、手順及び年次計画を明らかにした基本方針に基づいて、できるだけ速やかに(第二号に掲げる事項についてはおおむね二年を目途に)、所要の措置を講ずるものとする。

3 保険者の統合及び再編を含む医療保険制度の体系の在り方  
二 新しい高齢者医療制度の創設  
三 診療報酬の体系の見直し

一 健康保険の保険者である政府が設置する病院の在り方の見直し  
二 社会保険庁の業務運営の効率化及び事務の合理化

4 政府は、おおむね三年を目途に、次に掲げる事項について、その具体的な内容、手順及び年次計画を明らかにし、所要の措置を講ずるものとする。

一 政府が保険者である社会保険及び労働保険に係る徴収事務の一元化  
二 医療保険各法、老人保健法及び介護保険法の規定による給付に伴う負担の家計における合計額が著しく高額になる場合の当該負担の軽減を図る仕組みの創設

三 社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会による診療報酬の審査及び支払に関する事務処理の体制の見直し

5 政府は、おおむね五年を目途に、政府が管掌する健康保険事業及び当該事業の組織形態の在り方の見直しについて検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

6 政府は、次に掲げる事項について検討を行ない、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

一 医療に係る事故に迅速かつ適切に対応するための専門家による苦情の処理体制の整備  
二 医療及び医療にかかる費用に関する情報の収集、分析、評価及び提供に係る体制の整備

三 医療保険各法及び老人保健法の規定による保険給付の内容及び範囲の在り方

7 政府は、第二項から前項までに規定する事項の検討に早急に着手し結論を得、逐次実施するものとする。

(健康保険制度の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律(附則第一条ただし書に規定する事項については、当該規定)の施行前に規定する事項については、当該規定(以下この条において同じ。)の施行の日前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係るこの法律による改正前の健康保険法の規定による療養費又は高額療養費の支給については、なお従前の例による。

第三条 この法律(附則第一条ただし書に規定する事項については、当該規定)の施行前に規定する事項については、当該規定(以下この条において同じ。)の施行の日前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係るこの法律による改正前の健康保険法の規定による療養費又は高額療養費の支給については、なお従前の例による。

第四条 第一条の規定による改正後の健康保険法第百四十四条及び第百四十四条の規定は、出産の日がこの法律の施行の日(以下「施行日」といいう)以後である被保険者について適用し、出産の日が施行日前である被保険者の第一条の規定による改正前の健康保険法の配偶者出産育児一時金については、なお従前の例による。

第五条 前二条に規定するもののほか、施行日前に第一条の規定による改正前の健康保険法又はこれに基づく命令の規定によりした処分、手続

りした処分、手続その他の行為とみなす。し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定められた日から施行する。

第六条 第二条の規定の施行の日前に任意継続被保険者(第一条の規定による改正後の健康保険法第三条第四項に規定する任意継続被保険者をいう。以下この条において同じ。)の資格を取得した者のその任意継続被保険者の資格の喪失については、第二条の規定による改正後の同法第三十八条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第七条 平成十五年四月一日前の各月の健康保険標準報酬については、なお従前の例による。

2 平成十五年四月一日前に第二条の規定による改正前の健康保険法第四十一条第一項、第四十二条第一項又は第四十三条第一項の規定により決定され、又は改定された同年三月における標準報酬は、同年八月までの各月の標準報酬月額とする。

第八条 平成十五年四月前の賞与等(第二条の規定による改正前の健康保険法附則第三条第二項に規定する賞与等をいう。)に係る届出及び特別保険料の納付については、なお従前の例によることとする。

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定)の施行前にした行為及び附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における附則第一条规定した書に規定する規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十一条 施行日前にした行為並びに附則第二条第一項、第三条第一項、第四条、第五条第一項、第五条第八項、第十六項及び第二十一項、第八条第三項並びに第十三条において「新破産法」という。の施行の日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第十二条 施行日前にした行為並びに附則第二条第一項、第三条第一項、第四条、第五条第一項、第九項、第十七項、第十九項及び第二十一項並びに第六条第一項及び第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第十三条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定)の施行前にした行為及び附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十四条 附則第一条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一四年八月二日法律第一〇三号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九条及び附則第八条から第十九条までの規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 第八条、第十五条、第二十二条、第二十八条、第三十二条、第三十六条、第三十九条、第四十二条、第四十四条の二、第四十五条、第五十一条及び第五十二条並びに附則第四条、第五十七条から第二十四条まで、第三十四条から第三十八条まで、第五十七条、第五十八条及び第六十条から第六十四条までの規定

四 第四条、第十一條、第十八条、第四十一条、第四十三条、第四十八条及び第五十五条並びに附則第九条第二項、第十条、第十三条第

六項、第十四条、第五十六条の表平成十八年

第一百五十一号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定められた日から施行する。

九 附則第十条の規定 健康保険法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第百二号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

(書類に附する経過措置)  
**第七十三条** この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

**第七十四条** この附則に規定するもののはか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則** (平成一六年六月一八日法律第一  
二六号) 抄  
(施行期日)

**第一条** この法律は、協定の効力発生の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

2 平成十七年四月一日前に第四十九条の規定による改正前の健康保険法第百五十九条の規定に基づく申出をした者については、なお従前の例による。  
3 平成十七年四月一日前に育児休業等を開始した者（平成十七年四月一日前に第四十九条の規定による改正前の健康保険法第百五十九条の規定に基づく申出をした者を除く。）については、その育児休業等を開始した日を平成十七年四月一日とみなして、第四十九条の規定による改正後の健康保険法第百五十九条の規定を適用する。

2 前項の公的年金制度についての見直しを行うに当たつては、公的年金制度の一元化を展望し、体系の在り方にについて検討を行うものとする。

(健康保険法の一部改正に伴う経過措置)

**第五十七条** 第四十九条の規定による改正後の健康保険法第四十三条の二の規定は、平成十七年四月一日以後に終了した同条第一項に規定する育児休業等（第三項において「育児休業等」という。）について適用する。

度（附則第一条第四号に掲げる規定の施行日の属する月以後の期间に限る。）から特定期の前年度までの各年度の项及び第六十五条の規定 平成十八年七月一日  
(検討)

**第一条** この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条、第五条、第八条、第十一条、第十三条及び第十五条並びに附則第四条、第十五条、第二十二条、第二十三条第二項、第三十二条、第三十九条及び第五十六条の規定

布の日

(罰則に関する経過措置)

**第五十五条** この法律の施行前にした行為及び附則第九条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前

の例による。

(施行期日) 一號抄  
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第五条から第七条までの規定は、平成十七年十月一日から施行する。  
(政令への委任)  
**第八条** 附則第二条から第四条の二までに定めるもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。  
附 則 (平成一七年六月二九日法律第七七号) 抄

（施行期日）  
**第一条** この法律は、平成十七年四月一日から施行する。  
**附 則**（平成一七年五月二五日法律第五〇号）抄  
（施行期日）  
**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。  
**附 則**（平成一七年六月二二日法律第七〇号）

二 附則第四十一条の規定 国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第二四号)の公布の日又は公布日のいずれか遅い日(施行期日)の附則(平成一六年一二月八日法律第六〇号)抄

十四条、第八十五条、第八十七条、第八十九条、第九十三条から第九十五条まで、第七条から第一百条まで、第一百三条、第一百九条、第一百四十四条、第一百十七条、第一百二十条、第一百二十三条、第一百二十六条、第一百二十八条及び第一百三十条の規定 平成二十年四月一日

五 第四条、第八条及び第二十五条並びに附則第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第二項、第十九条から第三十一条まで、第一百第一条、第一百四条、第一百七条、第一百八条、第一百五十五条、第一百六十六条、第一百十八条、第一百二十二条並びに第一百二十九条の規定 平成二十一年十月一日

第一 第二条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。  
一 第十条並びに附則第四条、第三十三条から第三十六条まで、第五十二条第一項及び第二項、第一百五条、第一百二十四条並びに第一百三十一条から第一百三十三条までの規定  
二 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)  
**第五十六条** 附則第三条から第二十七条まで、第三十六条及び第三十七条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。  
**附 則（平成一八年三月三一日法律第二〇号）抄**  
**（施行期日）**

改正前の健康保険法第八十六条第一項第一号の規定により特定承認保険医療機関の承認を受けている病院又は診療所は、施行日に、健康保険法第六十三条第三項第一号の指定を受けたものとみなす。ただし、当該開設者が施行日の前日までに、厚生労働省令で定めるところにより別段の申出をしたときは、この限りでない。

前項本文の規定により指定を受けたものとみなされた病院又は診療所に係る当該指定の効力を有する期間は、健康保険法第六十八条第一項の規定にかかるらず、その病院又は診療所について第一条の規定による改正前の健康保険法第八十六条第十二項において準用する同法第六十八条第一項の規定により承認の効力を有すると

**第四条** 厚生労働大臣は、第一条の規定による改正後の健康保険法第六十三条第二項第三号及び第四号の定め（同項第三号の定めのうち高度の医療技術に係るものを除く。）、同法第八十五条の二第二項の基準、同法第八十六条第二項第一号の定め並びに同法第八十五条の二第五項及び第八十六条第四項において準用する同法第七十一条第一項及び第七十七条第一項の厚生労働省令を定めようとするときは、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても中央社会保険協議会に諮問することができる。

する規定に、高齢者医療のための保険料の規定による。  
第三条 第一条又は第三条の規定の施行の日前に行われた診療、薬剤の支給若しくは手当又は訪問看護に係るこれらの条の規定による改正前の健康保険法の規定による保険給付については、(健康保険法の一  
部改正に伴う経過措置)

**第六条** 第一条の規定による改正後の健康保険法  
された期間の施行日における残存期間と同一の  
期間とする。

(支給事由が生じた際に任意継続被保険者であつた者に限る)に係る傷病手当金の支給については、なお従前の例による。

する全国健康保険協会（以下「協会」という。）の理事長となるべき者及び監事となるべき者を指名する。

の中から、当該協会の職員の採用の基準に従い、協会の職員となるべき者を選定し、その名簿を作成して設立委員に提出するものとする。

**第七条** 第百条及び第一百三十六条の規定は、死亡の日が施行日以後ある被保険者及び日雇特例被保険者並びにこれらの方であつた者について適用し、死亡の日が施行日前である被保険者及び日雇特例被保険者並びにこれらの方であつた者の第一条の規定による改正前の健康保険法の埋葬料の支給については、なお従前の例による。  
平成十九年四月一日前に健康保険の被保険者（日雇特例被保険者）。

第十一条 第二条の規定の施行の日の前日において  
出産手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者（支給事由が生じた際に任意継続被保険者であつた者及び同条の規定による改正前の健康保険法第六百六条の規定による出産手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者を除く。次項において同じ。）に係る第二条の規定の施行の日前までの出産手当金の額については、なお従前同様である。

2 前項の規定により指名された理事長となるべき者及び監事となるべき者は、協会の成立の時において、平成二十年十月改正健保法第七条の十一第一項の規定により、それぞれ理事長及び監事に任命されたものとする。

第十三條 厚生労働大臣は、設立委員を命じて、協会の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、協会の職員の労働条件及び協会の設立の趣旨の達成に資するため、

3 前項の名簿に記載された社会保険庁の職員のうち、設立委員から採用する旨の通知を受けた者であつて第四条の規定の施行の際現に社会保険庁の職員であるものは、協会の成立の時ににおいて、協会の職員として採用される。

4 第一項の規定により提示する労働条件の内容となるべき事項、同項の規定による提示の方針、第二項による職員の意思の確認の方針について、既存の規定の見直しへの際は、必ず事前に

保険者（日雇特別被保険者を除く、以下この項において同じ）の資格を取得して、同日まで引き続き被保険者の資格を有する者（任意継続被保険者、特例退職被保険者及び同月から標準報酬月額を改定されるべき者を除く。）のうち、同年三月の標準報酬月額が九万八千円であるもの（当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額が九万三千円以上である者を除く。）又は九十八万円であるもの（当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額が百万五千円未満である者を除く。）の標準報酬月額は、当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額を第一条の規定による改正後の健康保険法第四十条第一項の規定による標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなして、保険者が改定する。

2 第二条の規定の施行の日の前日において出産手当金の支給を受けた後に任意継続被保険者となつた者に限る)に係る出産手当金の支給については、同条の規定による改正後の健康保険法第二百二条の規定にかかわらず、これらの者を同条に規定する被保険者とみなして同条の規定を適用する。

3 第二条の規定の施行の日の前日において出産手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者(支給事由が生じた際に任意継続被保険者であった者及び同条の規定による改正前の健康保険法第二百六条の規定による出産手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者に限る)に係る

の職員の採用の基準を定めなければならぬ  
設立委員は、定款を定め、並びに第四条の規定の施行の日を含む事業年度のうち同日以後の期間に係る事業計画及び予算を作成し、その定期的に開催する事業計画及び予算について厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

設立委員は、第四条の規定の施行の日までに、平成二十年十月改正健保法第七条の二十二第一項に規定する運営規則を定め、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。

設立委員は、協会の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

法その他の前項の規定の実施に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。協会の職員の採用について、設立委員がした行為及び設立委員に対してなされた行為は、それぞれ、協会がした行為及び協会に対してなされた行為とする。

**第十六條** 前条第三項の規定により協会の職員として採用される者に対しては、國家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八百十二号）に基づく退職手当は、支給しない。

協会は、前項の規定の適用を受けた協会の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き

2 前項の規定により改定された標準報酬月額は、平成十九年四月一日から同年八月三十一日までの標準報酬月額とする。  
**第八条** 平成十九年四月前の賞与に係る保険料の納付については、なお従前の例による。

**第十一條** 平成二十年四月一日以後における政府が管掌する健康保険の被保険者に関する一般保険料率について第四条の規定による改正前の健康保険法（以下「平成二十年十月改正前健保法」といふ）によると、出産手当金の支給については、なほ従前の例による。

厚生労働大臣は第三項の認可をしたときは、直ちにその旨を告示するものとする。

3 続いた在職期間を協会の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

傷病手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者（支給事由が生じた際に任意継続被保険者であつた者を除く。次項において同じ。）に係る同条の規定の施行の日前までの傷病手当金の額については、なお従前の例による。

法」という。) 第百六十条の規定を適用する場合においては、同条第二項中「予定額」とあるのは「予定額、健康保険事業の事務の執行に要する費用の予定額、健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)第四条による改正後の健康保険法第百六十条の規定

**第十四条** 設立委員又はその職にあつた者は、協会の設立の事務に関して職務上知り得た秘密を正当な理由がなく漏らしてはならない。前項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

年法律第百十六号による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に協会を退職したものであつて、その退職した日まで社会保険庁の職員として在職したものとしたならば国家公務員退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規

手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者（支給事由が生じた後に任意継続被保険者となつた者に限る。）に係る傷病手当金の支給については、同条の規定による改正後の健康保険法第九十九条第一項の規定にかかわらず、これらの者を同項に規定する被保険者とみなして同条の規定を適用する。

二に規定する準備金の積立てに要する費用の予定額」と、「国庫補助」とあるのは「国庫負担、国庫補助」と、「おおむね五年を通じ」とあるのは「平成二十一年三月三十一日までの間」とあるほか、同条第五項及び第六項の規定は、適用しない。

**第十五条** 設立委員は、社会保険庁長官を通じて、その職員に対し、協会の職員の労働条件及び協会の職員の採用の基準を提示して、職員の募集を行ふものとする。

**第十七条** 附則第十五条第三項の規定により協会の職員として採用された者であつて、協会の成立の日の前日において厚生労働大臣又はその委任を受けた者から児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項（同法附則第六条

3 第二条の規定の施行の日の前日において傷病手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者

改正後の健康保険法（以下「平成二十年十月改正健保法」という。）第七条の二第一項に規定

員となることに関する社会保険庁の職員の意思を確認し、協会の職員となる意思を表示した者

第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同



規定、附則第九十一条の規定による改正前の生  
活保護法の規定、附則第九十六条の規定による  
改正前の船員の雇用の促進に関する特別措置法の規  
定、附則第一百十一条の規定による改正前の支  
援等に関する法律の規定及び附則第一百十一条の規  
定による改正前の道州制特別区域における改  
正前の高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支  
援等に関する法律の規定による改正前の支  
援等に関する法律の規定及び附則第一百十一条の規  
定による改正前の道州制特別区域における改  
正前の広域行政の推進に関する法律の規定（これら  
の規定に基づく命令の規定を含む。）は、令和六年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。  
2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧介護保険法第四十八条第一項第三号の規定により令和六年三月三十一日までに行われた指定介護療養施設サービスに係る保険給付について、同日後も、なお従前の例による。  
3 第二十六条の規定の施行の日前にされた旧介護保険法第七十条第一項の指定の申請であつて、第二十六条の規定の施行の際、指定をするかどうかの处分がなされていないものについての当該处分については、なお従前の例による。  
この場合において、同条の規定の施行の日以後に旧介護保険法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設について旧介護保険法第四十八条第一項第三号の指定があつたときは、第二項の介護療養型医療施設とみなして、同項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定を適用する。  
(罰則に関する経過措置)

**第一百三十一条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。）の施行前にした行為、この附則の規定によりなおその効力を有することとなる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとなる場合におけるこの法律の施行後にした行為並びにこの法律の施行前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する法律の規定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
(処分、手続等に関する経過措置)

**第一百三十二条** この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしまるものとみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく命令に別段の定めがあるものを除き、これを、改正後のそれぞれの法律中の相当の規定により手続がされていないものとみなして、改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(その他の経過措置の政令への委任)

**第二百三十三条** 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則 (平成一八年六月二一日法律第八四号) 抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十六条の規定、附則第三十一条の規定及び附則第三十二条の規定 公布の日

二 第一条の規定、附則第三条第一項から第三項までの規定及び附則第十七条の規定中健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第二項の改正規定 平成十九年一月一日  
(罰則の適用に関する経過措置)

**第三十一条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（その他の経過措置の政令への委任）

**第三十二条** 附則第三条から第十六条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則 (平成一八年二月二〇日法律第一一六号) 抄**

(施行期日等)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則 (平成一九年三月三一日法律第三号) 抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十九年四月一日から施行し、平成十九年度の予算から適用する。

**（罰則に関する経過措置）**

**第三百九十九条** この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**（その他の経過措置の政令への委任）**

**第三百九十二条** 附則第二条から第六十五条まで、第六十七条から第二百五十九条まで及び第三百八十二条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置は、政令で定める。

**附 則（平成一九年三月三一日法律第二六号）抄**

**（施行期日）**

**第一条** この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から二まで 略

三 第二条、第四条、第六条及び第八条並びに附則第二十七条、第二十八条、第二十九条第一項及び第二項、第三十条から第五十条までの規定は、第五十四条から第六十条まで、第六十二条、第六十四条、第六十五条、第六十七条、第六十八条、第七十一条から第七十三条まで、第七十七条から第八十条まで、第八十二条、第八十四条、第八十五条、第九十条、第九十四条、第九十六条から第百条まで、第百三条、第百十五条规定は、第百二十条、第百二十二条、第百二十二条、第百二十二条、第百二十五条まで、第百二十八条、第百三十条から第百三十四条まで、第百三十七条、第百三十九条及び第百三十九条の二の規定は、日本年金機構法の施行の日

**（罰則に関する経過措置）**

**第一百四十二条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この項において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**（政令への委任）**

**第一百四十三条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則** **（平成一九年六月一三日法律第八五号）抄**

**（施行期日）**

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定めたる日から施行する。

**一及び二 略**

**三** 附則第二十六条から第六十条まで及び第六十二条から第六十五条までの規定 平成二十九年十月一日

**附 則** **（平成一九年七月六日法律第一〇九号）抄**

**（施行期日）**

**第一条** この法律は、平成二十二年四月一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**一** 附則第三条から第六条まで、第八条、第九条、第十二条第三項及び第四項、第二十九条並びに第三十六条の規定、附則第六十三条中健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第十八条第一項の改正規定、附則第六十四条中特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第二十三条第一項、第六十七条第一項及び第一百九十五条の二の改正規定並びに附則第六十六条及び第七十五条の規定 公布の日

**二** 附則第二十二条、第二十四条、第二十六条から第二十八条まで及び第三十三条の規定、附則第四十四条中国民健康保険法第一百九条及び第一百九十九条の二の改正規定並びに附則第七十一条の規定 平成二十年十月一日

**（処分、申請等に関する経過措置）**

**第七十三条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。）の施行前に法令の規定により社会保険庁長官、地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長（以下「社会保険府長官等」という。）がした裁定、承認、指定、認可その他の処分又は通知その他の方行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の相当規定に基づいて、厚生労働大臣、地方厚生局長若しくは地方厚生支局長又は機構

(以下「厚生労働大臣等」という。)がした裁定、承認、指定、認可その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に法令の規定により社会保険庁長官等に対してされている申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に法令の規定により社会保険庁長官等に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののか、この法律の施行後は、これを、この法律の施行後の法令の相当規定により厚生労働大臣等に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされているものについては、法令に別段の定めがあるもののか、この法律の施行後は、これを、この法律の施行後の法令の相当規定により厚生労働大臣等に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手續がされていないものとみなして、この法律の施行後の法令の規定を適用する。

4 なお従前の例によることとする法令の規定により、社会保険庁長官等がすべき裁定、承認、指定、認可その他の処分若しくは通知その他の行為又は権限に係る事務の区分に応じ、それぞれ、厚生労働大臣等がすべきものとし、又は厚生労働大臣等に対してもべきものとする。

(罰則に関する経過措置)

第七十四条 この法律の施行前にした行為及び(政令への委任)この附則に定めるもののか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則 (平成一九年七月六日法律第一一)**

(施行期日) ○号抄  
第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(施行期日) 第二条 ○号抄  
第一条 この法律は、平成二十二年一月一日から施行する。(適用区分)

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

**第二条** 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、この法律により改正された国民年金法等の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

**第七十七条** 第二十二条の規定による改正後の健康保険法第六十五条及び第八十九条並びに附則第九条の規定は、第二十二条の規定の施行の日前に受けた滞納処分については、適用しない。

**第二十七条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定についても、当該各規定。次条において同じ。)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第二十八条** この附則に規定するもののか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則 (平成一九年七月六日法律第一一)**

(施行期日) 一号抄  
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

**附 則 (平成二〇年五月二八日法律第四二号) 抄**

(施行期日) 二号抄  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則 (平成二一年五月一日法律第三六号) 抄**

(施行期日) 三号抄  
第一条 この法律は、平成二十二年一月一日から施行する。

に公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年改正法)といふ。(附則第五条第一項の規定による改正前)の厚生年金保険法第一百四十一條第一項において準用する改正法附則第三条第十二号(厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成十九年法律第百三十号以下「厚生年金特例法」))。第二条第八項、平成二十五年改正法附則第一百四十一條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法附則第一百四十一条第八項、平成二十五年改正法附則第一百四十一條第一項の規定による改正前の厚生年金保険法第一項の規定による改正前の厚生年金特例法第五条第八項若しくは平成二十五年改正法附則第一百四十一條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法附則第一百四十一条第八項、平成二十五年改正法附則第一百四十一條第一項の規定による改正前の厚生年金保険法第一項の規定による改正前の厚生年金特例法第八条第八項又は児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第二十二条第一項の規定に基づきこれらの規定の例によることとされる場合を含む)。厚生年金特例法第二条第二項に規定する特例納付保険料、平成二十五年改正法附則第一百四十一條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法附則第一百四十一条第八項若しくは児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第二十二条第一項の規定に基づきこれらの規定の例によることとされる場合を含む)。厚生年金法第九十七条第一項(第一百三十四条の二第一項において準用する場合を含む)及び附則第九条の二の五、国家公務員共済組合法附則第二十条の九第四項及び第五項、地方公務員等共済組合法第百四十四条の十三第三項及び附則第三十三条第三項及び附則第三十四条の二、私立学校教職員共済法第三十条第三項及び附則第三十五項、石炭鉱業年金基金法第二十二条第一項において準用する厚生年金保険法第八十七条第一項及び附則第十七条の十四、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るために農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(以下「平成十三年統合法」という)。附則第五十七条第四項において準用する厚生年金保険法第十八条第一項及び附則第十七条の十四、独立行政法人農業者年金基金法第五十六条第一項及び附則第三条の二、健康保険法第八十八条第一項及び附則第九条、船員保険法第百三十三条第一項及び附則第十条、労働保険の保険料の徵収等に関する法律(以下「徵收法」という)。

**第八条** この法律及び日本年金機構法又は雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号)に同一の法律の規定についての改正規定がある場合において、当該改正規定が同一

(以下「整備法」という。)第十九条第三項において準用する徵收法第二十八条第一項及び附則第十二条並びに石綿による健康被害の救済に関する法律(以下「石綿健康被害救済法」という。)第三十八条第一項において準用する徵收法第二十八条第一項及び附則第十二条の規定は、それぞれ、この法律の施行の日以後に納期限又は納付期限の到来する厚生年金保険の保険料及び平成二十五年改正法附則第三条第十二号に規定する厚生年金基金の掛金(平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法附則第一百四十一条第一項の規定による改正前の厚生年金保険法第一項の規定による改正前の厚生年金保険法第八十七条第一項に規定する勞働保険料、整備法第十九条第二項に規定する勞働保険料、附則第五十七条第一項の特別保険料並びに石綿健康被害救済特別業務負担金、農業者年金の保険料、健康保険の保険料、船員保険の保険料、徵收法第十九条第二項に規定する勞働保険料、整備法第十九条第一項に規定する勞働保険料並びに石綿健康被害救済特別業務負担金、農業者年金の保険料、健康保険の保険料、船員保険の保険料、徵收法第十九条第三十七条第一項に規定する一般拠出金(以下「保険料等」という)に係る延滞金について適用し、同日前に納期限又は納付期限の到来する保険料等に係る延滞金については、なお従前の例による。

(調整規定)



びに別表第一 騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）の項、都市計画法（昭和四十三年法律第八百号）の項、都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の項、環境基本法（平成五年法律第九十一号）の項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の項、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）の項、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の項及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第十五、第二十一条の五の二十三、第二十四条の九、第二十四条の十七、第二十四条の二十九条から第三十三条まで、第三十四条（社会福祉法第六十二条、第六十五条及び第七十八条及び第二十四条の三十六の改正規定に限る。）、第二十一条の改正規定に限る。）、第三十五条、第三十七条、第三十八条（水道法第四十六条、第四十八条の二、第五十条及び第五十五条の二の改正規定を除く。）、第三十九条、第四十三条（職業能力開発促進法第十九条、第二十三条、第二十八条及び第三十三条の二の改正規定に限る。）、第五十一条（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十四条の改正規定に限る。）、第五十四条（障害者自立支援法第八十八条及び第八十九条の改正規定を除く。）、第六十五条（農地法第三条第二項第九号、第四条、第五条及び第五十七条の改正規定を除く。）、第八十七条から第九十二条まで、第九十九条（道路法第二十四条の三及び第四十八条の三の改正規定に限る。）、第一百一条（土地区画整理法第七十六条の改正規定に限る。）、第一百二条（道路整備特別措置法第十八条から第二十一条まで、第二十七条の改正規定を除く。）、第一百三条（駐車場法第四条の改正規定を除く。）、第一百七条、第一百八条、第一百九条（首都圏近郊緑地保全法第十五条及び第十九条の改正規定に限る。）

(流通業務市街地の整備に関する法律第三条の二の改正規定を除く。)、第百六十二条(都市計画法第六条の二、第七条の二、第八条、第十条の二から第十二条の二まで、第十三条の四、第十二条の五、第十二条の十、第十四条、第二十条、第二十三条、第三十三条及び第五十八条の二の改正規定を除く。)、第百二十二条(都市再開発法第七条の四から第七条の七まで、第六十条から第六十二条まで、第六十六条、第九十八条、第九十九条の八、第一百三十九条の三、第一百四十一条の二及び第一百四十二条の改正規定を除く。)、第百二十五条(公有地の拡大の推進に関する法律第九条の改正規定を除く。)、第百二十八条(都市緑地法第二十条及び第三十九条の二の改正規定に限る。)、第百三十二条(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七条、第二十六条、第六十四条、第六十七条、第一百四条及び第一百九条の二の改正規定に限る。)、第百四十五条、第百四十六条(被災市街地復興特別措置法第五条及び第七条第三項の改正規定を除く。)、第百四十九条(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二十条、第二十一条、第一百九十二条(地方拠点都市の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第十八条及び第二十一条から第二十三条までの改正規定に限る。)、第百四十五条、第百四十六条(被災市街地復興特別措置法第五条及び第七条第三項の改正規定を除く。)、第百四十七条、第二百三十三条、第二百四十四条、第二百八十三条、第三百十一条及び第三百十八条の改正規定に限る。)、第百五十五条(都市再生特別措置法第五十二条第四項の改正規定に限る。)、第百五十六条(マンショングループの建替えの円滑化等に関する法律第二十二条の改正規定を除く。)、第百五十七条、第一百五十八条(景観法第五十七条の改正規定に限る。)、第百六十一条(地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六条第五項の改正規定(第二項第一号イ)を「第二項第一号イ」に改める部分を除く。)並びに同法第十一一条及び第十三条の改正規定に限る。)、第百六十二条(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十条、第十二条、第十三条、第三十三条の改正規定に限る。)

六条第二項及び第五十六条の改正規定に限る。）、第一百六十五条（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第二十四条及び第二十九条の改正規定に限る。）、第一百六十九条、第一百七十一条（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十一条の改正規定に限る。）、第一百七十四条、第一百七十八条、第一百八十二条（環境基本法第十六条及び第四十条の二の改正規定に限る。）及び第一百八十七条（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第十五条の改正規定、同法第二十八条第九項の改正規定（「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。）、同法第二十九条第四項の改正規定（「第四条第三項」を「第四条第三項」に改める部分を除く。）並びに同法第三十四条及び第三十五条の改正規定に限る。）の規定並びに附則第十三条、第十五条から第二十四条まで、第二十五条第一項、第二十六条、第二十七条第一項から第三項まで、第三十条から第三十二条まで、第三十八条、第四十四条、第四十六条第一項及び第四項、第四十七条から第四十九条まで、第五十一条から第五十三条まで、第五十五条、第五十八条、第五十九条、第六十一条から第六十九条まで、第七十一条、第七十二条第一項から第三項まで、第七十四条から第七十六条まで、第七十七条、第八十条第一項及び第三項、第八十三条、第八十七条（地方税法第五百八十七条の二及び附則第十一条の改正規定を除く。）、第八十九条、第九十条、第九十二条（高速自動車国道法第二十五条の改正規定に限る。）、第一百一条、第二百二条、第五十五条から第二百七条まで、第二百十二条、第二百十七条（地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）第四条第八項の改正規定に限る。）、第二百十九条、第二百二十一条の二及びに第二百二十三条第二項の規定 平成二十四年四月一日

規定、同法附則第二十九条第一項第四号を削る改正規定並びに同法附則第三十二条第二項第三号の改正規定、第四条中昭和六十一年国民年金等改正法附則第十八条第五項及び第四十三条第十二項の改正規定、第八条中平成十六年国民年金等改正法附則第十九条第二項の改正規定、第十条中国家公務員共済組合法第四十二条、第四十二条の二第二項、第七十三条の二、第七十八条の二及び第一百条の二の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第一百二条第一項の改正規定、同法附则第四十二条第九項及び第十二条の四の二の改正規定並びに同法附則第十三条の十第一項第四号を削る改正規定、第十五条中地方公務員等共済組合法第八十条の二及び第一百十四条の二の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第一百六条第一項及び第一百四十四条の十第二項の改正規定、同法附則第十八条第六项及び第二十条の二の改正規定並びに同法附則第二十八条の十三第一項第四号を削る改正規定、第十九条の規定（私立学校教職員共済法第三十九条第三号の改正規定を除く。）、第二十四条中協定実施特例法第八条第三項の改正規定（附則第七条第一項）を「附則第九条第一項」に改める部分を除く。）及び協定実施特例法第十八条第一項の改正規定、第二十五条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに第二十六条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに次条第一項並びに附則第四条から第七条まで、第九条から第十二条まで、第十八条から第二十条まで、第十二条から第三十四条まで、第三十七条规定から第三十九条まで、第四十二条、第四十三条、第四十四条、第四十七条から第五十条まで、第六十一条、第六十四条から第六十六条まで及び第七十条の規定公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日第三条中厚生年金保険法第十二条第一項に一号を加える改正規定並びに同法第二十条第一項及び第二十二条第一項の改正規定、第八条中平成十六年国民年金等改正法附則第三条第三項を削る改正規定、第十条中国家公務員共済組合法第二条第一項の改正規定、第十五条中地方公務員等共済組合法第二条第一項の改正規定、第十九条の二の規定、第二十五条中健康保険法第三条、第四十一条第一項及び附則第

五条の三の改正規定、第二十六条中船員保険法第二条第九項第一号の改正規定並びに第二十七条から第二十九条までの規定並びに次条第二項並びに附則第十六条、第十七条、第四十五条、第四十六条、第五十二条、第五十三条から第五十九条、第六十条及び第六十七条の規定 平成二十八年十月一日  
 （検討等）

**第二条** 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、基礎年金の最低保障機能の強化その他の事項について総合的に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

**第二条の二** 政府は、短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適用範囲について、平成三十一年九月三十日までに検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずる。

**第二条の二** 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の趣旨にのっとり、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から、公的年金制度の年金受給者のうち、低所得である高齢者又は所得が一定額以下である障害者等に対する福祉的措置としての給付に係る制度を実施するため、同法の公布の日から六月以内に必要な法制上の措置が講ぜられるものとする。この場合において、その財源は、同法の施行により増加する消費税の収入を活用して確保するものとする。

（健康保険の短時間労働者への適用に関する経過措置）

**第四十五条** 第五号施行日前に健康保険の被保険者の資格を取得して、第五号施行日まで引き続き被保険者の資格を有する者については、健康保険法第三条第一項（同項第九号に係る部分に限る。）の規定は、第五号施行日以降引き続き第五号施行日において使用されていた事業所に使用されている間は、適用しない。

**第四十六条** 当分の間、特定適用事業所以外の適用事業所（健康保険法第三条第三項に規定する適用事業所をいい、国又は地方公共団体の当該適用事業所を除く。以下この条において同じ。）に使用される第一号又は第二号に掲げる者であつて同法第三条第一項各号のいずれにも該当しないもの（前条の規定により同項ただし書の申出による部分に限る。）の規定が適用されない者を除く。以下この条において「特定四分の三未満短時間労働者」という。）については、同項の規定にかかるらず、健康保険の被保険者としない。

（一）その一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者（健康保険法第三条第一項第九号に規定する通常の労働者をいいう。次号において同じ。）の一週間の所定労働時間の四分の三未満である短時間労働者をいう。（同項第九号に規定する短時間労働者をいいう。次号において同じ。）

（二）その一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者をいう。（同項第九号に規定する短時間労働者をいいう。次号において同じ。）

（三）特定適用事業所に該当しなくなつた適用事業所に使用される特定四分の三未満短時間労働者について、保険者等（全国健康保険協会が管掌する健康保険にあつては厚生労働大臣、健康保険組合が管掌する健康保険にあつては当該健康保険組合をいう。以下この条において同じ。）に当該特定四分の三未満短時間労働者について同項の規定の適用を受ける旨の申出をした場合は、この限りでない。

（一）当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される四分の三以上同意対象者の四分の三以上を代表する者（以下「当該労働組合の同意」といいう。）に掲げる同意

（二）前号に規定する労働組合がないとき イ 又はロに掲げる同意

（イ）当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される四分の三以上同意対象者の四分の三以上を代表する者（以下「当該労働組合の同意」といいう。）に使用される二分の一以上同意対象者の二分の一以上の同意

（ロ）当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される二分の一以上同意対象者の二分の一以上の同意

（三）前項の申出は、附則第十七条第五項の規定により同項の申出をすることができる事業主について、当該申出と同時に行わなければならぬ。

（四）当該申出が受けたときには、当該特定四分の三未満短時間労働者については、第一項の規定は、適用しない。この場合において、当該特定四分の三未満短時間労働者についての健康保険法第三十五条の規定の適用については、同条中「適用事業所に使用されるに至つた日若しくはその使用される事業所が適用事業所となつた日又は第三条第一項ただし書の規定に該当しなかつた」とあるのは、「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）附則第四十六条第五項の申出が受理された」とする。

（五）第五項の申出をした事業主は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める同意を得て、保険者等に当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される特定四分の三未満短時間労働者について第一項の規定の適用を受ける旨の申出をできる。ただし、当該事業主の適用事業所が特定適用事業所に該当する場合は、この限りでない。

二 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される四分の三以上同意対象者の四分の三以上で組織する労働組合があるとき 当該労働組合の同意

イ 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される四分の三以上同意対象者の四分の三以上を代表する者の同意

ロ 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される四分の三以上同意対象者の四分の三以上の同意

前項の申出は、附則第十七条第八項の規定により同項の申出をすることができる事業主については、当該申出と同時に行わなければならぬい。

11 第八項の申出があったときは、当該特定四分の三未満短時間労働者（健康保険の被保険者の資格を有する者に限る。）は、当該申出が受理された日の翌日に、健康保険の被保険者の資格を喪失する。

12 第二項ただし書、第五項及び第八項の規定による保険者等（厚生労働大臣に限る。）の申出の受理の権限に係る事務は、日本年金機構に行わせるものとする。この場合において、日本年金機構法第二十三条第三項中「船員保険法」とあるのは、「若しくは公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）、船員保険法」と、同法第二十六条第二項中「健康保険法」とあるのは、「健康保険法若しくは公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」と、同法第二十七条第二項ただし書、第五項及び第八項に規定する権限に係る事務、健康保険法」と、「及び」とあるのは、「並びに」、同法第四十八条第一項中「健康保険法」とあるのは、「健康保険法若しくは公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第四十六条第二項ただし書、第五項及び第八項に規定する権限に係る事務、健康保険法」と、「及び」とあるのは、「並びに」と、同法第四十八条第一項中「健康保険法」とあるのは、「健康保険法若しくは公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」とす。

この条において特定適用事業所とは、事業主が同一である又は二以上の適用事業所であつる。

て、当該一又は二以上の適用事業所に使用される特定労働者の総数が常時百人を超えるもの各適用事業所をいう。

(健康保険の産前産後休業を終了した際の改定に関する経過措置)

**第四十七条** 第二十五条の規定による改正後の健康保険法第四十三条の三の規定は、第四号施行日以後に終了した同条第一項に規定する産前産後休業について適用する。

(健康保険の産前産後休業期間中の被保険者の特例に関する経過措置)

**第四十八条** 第四号施行日前に第二十五条の規定による改正後の健康保険法第四十三条の三第一項に規定する産前産後休業に相当する休業を開始した者については、第四号施行日をその産前産後休業を開始した日とみなして、第二十五条の規定による改正後の健康保険法第一百五十九条の三の規定を適用する。

(その他の経過措置の政令への委任)

**第七十一条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二四年八月二二日法律第六三号) 抄  
(施行期日)

**第一条** この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　次条並びに附則第三条、第二十八条、第一百五十九条及び第一百六十条の規定　公布の日  
(障害共済年金が支給される者の特例)

**第一百十二条** 附則第四十一条第一項の規定により障害共済年金が支給される者又は附則第六十五条第一項の規定により障害共済年金が支給される者に係る前条の規定による改正後の健康保険法第一百八条の規定の適用については、同条第二項中「障害厚生年金の支給」とあるのは「障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)」附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金(以下この項及び第五項において「地方公務員障害共済年金」という。)の支給」と、「障害厚生年金の額」とあるのは「障害厚生年金又は国家公務員障害共

（その他の経過措置の政令への委任）

第百六十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二四年八月二二日法律第六七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則（平成二十四年一月二六日法律第二百五十五条及び第七十三条の規定）公布の日

附 則（平成二十四年一月二六日法律第九八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、第三条並びに次条及び附則第九条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十四年一月二六日法律第一〇二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則（平成二十五年五月三一日法律第六六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中健康保険法第一条の改正規定、同法第五十三条の次に一条を加える改正規定及び同法第五十五条第一項の改正規定、第二条中船員保険法第一条の改正規定並びに附則第三条の規定は、平成二十五年十月一日から施行する。

（検討）

第二条 政府は、第一条の規定による改正後の健康保険法附則第五条及び第五条の三（国庫補助率に係る部分に限る）の規定について、全国健康保険協会が管掌する健康保険の財政状況、高齢者の医療に要する費用の負担の在り方につ

いての検討の状況、国の財政状況その他の社会経済情勢の変化等を勘案し、平成二十六年度までの間に検討を行い、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

(健康保険法一部改正に伴う経過措置)

**第三条** 健康保険法による保険給付で、附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日前に発生した事故に起因する業務上の事由（第一条の規定による改正前の健康保険法第一条の業務外の事由以外の事由をいう。）による疾病、負傷又は死亡に関するものについては、なお従前の例による。

(政令への委任)

**第五条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定めることとする。

**附 則 (平成二五年六月二六日法律第六三号) 抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条中国民年金法等の一部を改正する法律附則第二十条及び第六十四条の改正規定

第五条中国民年金法等の一部を改正する法律附則第十九条第二項の改正規定並びに次条並びに附則第三十九条、第一百四十三条、第一百四十六条及び第五百五十三条の規定 公布の日  
(罰則に関する経過措置)

**第一百五十三条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(その他の経過措置の政令への委任)

**第一百五十四条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(施行期日)

**二号** 抄

**附 則 (平成二六年五月三〇日法律第四四号) 抄**

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。









第二十一条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の十九の項及び別表第二から別表第五までの改正規定、附則第十三条中租税条約等の実施に伴う所得稅法、法人稅法及び地方稅法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二の三第一項の改正規定（第七百三条の四第一項第一号）を「第七百三条の四第十項第一号」に改める部分に限る）並びに附則第二十九条、第三十一条及び第三十二条の規定 公布の日

私立学校教職員共済法第四十七条の三第一項及び第四十七条の四の改正規定、附則第十三条中国家公務員共済組合法第百四十四条の第二項及び第一百四十四条の三の改正規定、附則第十五条中地方公務員等共済組合法第百四十四条の三十三第二項及び第一百四十四条の三十四の改正規定並びに附則第二十二条、第二二十四条及び第三十条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定め

（政令への委任）  
**第三十二条** 附則第三条から第十条まで、第十二条、第十四条及び第十六条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は政令で定める。  
附 則（令和四年六月一七日法律第六八二号）抄  
(施行期日)  
この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 第五百九条の規定 公布の日

政府は、新型コロナウイルス感染症に関する状況の変化を勘案し、当該感染症の新型インフルエンザ等感染症（感染症法第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症をいう。附則第六条において同じ。）への位置付けの在り方について、感染症法第六条に規定する他の感染症の類型との比較等の観点から速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

三 第一条中健康保険法第百五十九条及び第一百四十二条第一項第十二号の改正規定、第二条中船員保険法第百十八条及び第百五十三条第一項第七号の改正規定並びに第三条及び第四条の規定並びに附則第三条第三項、第四条第一項、第五条及び第六条の規定、附則第十一条中私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条の改正規定（同条の表第七十五条の三第一項の項中「第一百条の二の規定」を「第一百条の二第一項の規定に、「第二十一条第四項及び第五項」を「第二十八条第五項及び第六項」に改める部分及び同表附則第十二条第九項の項中「第四項を「第五項」に改める部分に限る。」及び同法第二十八条の改正規定、附則第十二条の規定、附則第十三条中公務員等共済組合法第七条（昭和三十三年法律第百一十八号）第七十五条の三第一項第五号、第一百条の二及び第二百二十二条第一項の改正規定、附則第十四条の規定附則第十五条中地方公務員等共済組合法第七十九条第一項第五号、第一百十四条の二、第一百十六条第一項及び第一百四十四条の二第一項の改正規定並びに附則第十六条、第二十六条及び第二十七条の規定 令和四年十月一日 四 及び五 略

私立学校教職員共済法第四十七条の三第一項及び第四十七条の四の改正規定、附則第十三条中国家公務員共済組合法第百四十四条の二第二項及び第一百四十四条の三の改正規定、附則第十五条中地方公務員等共済組合法第百四十四条の三十三第二項及び第一百四十四条の三十四の改正規定並びに附則第二十二条、第二十四条及び第三十条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(政令への委任)  
**第三十二条** 附則第三条から第十条まで、第十二条、第十四条及び第十六条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は政令で定める。

**附 則 (令和四年六月一七日法律第六号)**

(施行期日)抄

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行

政府は、新型コロナウイルス感染症に関する状況の変化を勘案し、当該感染症の新型インフルエンザ等感染症（感染症法第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症をいう。附則第六条において同じ。）への位置付けの在り方について、感染症法第六条に規定する他の感染症の類型との比較等の観点から速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

政府は、予防接種の有効性及び安全性に関する情報（副反応に関する情報を含む。）の公表の在り方について検討を加え、その結果に基づく

2 その他の必要な措置を講ずるものとする。

（以下この項において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるとときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。  
(健康保険法の一一部改正に伴う経過措置)

第三条 第一条の規定による改正後の健康保険法第十九条第四項の規定は、施行日の前日において、支給を始めた日から算して一年六月を経過していない傷病手当金について適用し、施行日前に第一項の規定による改正前の健康保険法第九十九条第四項に規定する支給期間が満了した傷病手当金については、なお従前の例によること。

2 第一条の規定による改正後の健康保険法第五十九条の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（以下「第三号施行日」という。）以後に開始する健康保険法第四十三条の二第一項に規定する育児休業等について適用し、第三号施行日前に開始した同項に規定する育児休業等については、なお従前の例による。

(政令への委任)  
**第三十二条** 附則第三条から第十条まで、第十二条、第十四条及び第十六条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は政令で定める。

**附 則 (令和四年六月一七日法律第六号)**

(施行期日)抄

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行

